

第4次浜松市行財政改革推進審議会 第3回審議会 会議録

日時	平成24年7月28日(土) 9:00~11:59
会場	浜松商工会議所マイカホール
出席委員	御室会長、山本会長代行、山崎委員、前嶋委員、武藤委員、岩田委員、村松委員、水谷委員、井上委員、南出委員
欠席委員	なし
傍聴者	117名
報道関係者	静岡新聞、中日新聞、ケーブルテレビ、読売新聞、SBS
浜松市及び市関係者	古橋副市長、伊藤副市長、寺田企画調整部長、鈴木総務部長、神門財務部長、村田都市整備部長、村木市民部文化振興担当部長、柴田浜松まちづくり公社理事長、齋藤浜松市文化振興財団常務理事
事務局	門名事務局長、和田副参事、高橋、袴田、鈴木、宮崎

《会議の概要》

1. 第4次行革審の第3回の審議会を、御室会長が議長となって進行した。
2. 外郭団体について(①総論、②個別((公財)浜松市文化振興財団、(財)浜松まちづくり公社))、市の説明を受け、委員による質疑、意見交換を行った。

《会議次第》

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事
外郭団体について
 - ①総論
 - ②個別
 - ア(公財)浜松市文化振興財団
 - イ(財)浜松まちづくり公社
4. 閉会

《会議の経過》

1 開 会

事務局長

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから、第4次浜松市行財政改革推進審議会の第3回審議会を執り行います。

本日は、委員 10 名全員の出席により開催をいたします。本日は、市の外郭団体について、市の関与のあり方などの総論と個別の団体としまして、(公財)浜松市文化振興財団、(財)浜松まちづくり公社の2団体について審議することといたします。これより、議事の進行は御室会長が議長となり、会議の運営を行っていただきます。なお、途中、特に休憩は取りませんので、ご所用のある方は適宜ご用をお足しいただきますようお願い申し上げます。それでは、会長、よろしく申し上げます。

2 会長挨拶

御室会長

皆さん、改めまして、おはようございます。会長の御室です。

今日は土曜日ということですが、早朝からお集まりいただきありがとうございます。今日はロンドンオリンピックの開会式ということで、それにもめげずお見えいただいたということで、大変感謝申し上げます。それから、古橋副市長、伊藤副市長をはじめ、皆さん土曜日にもかかわらずご出席いただきましてありがとうございます。それでは、座って進行をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

先ほど事務局長からお話がありましたように、本日の議題は外郭団体です。このテーマは第1次、第2次、それから第3次の行革審においても、繰り返し議論を重ねておりますが、この第4次の行革審にも、鈴木市長さんからいただいた諮問の中に、更に突っ込んだ議論をしてもらいたい。こういうお話がありました。これまで繰り返しになる部分も多いかもしれませんが、外郭団体に求められている使命、役割、これについての議論を掘り下げていくということは、行財政の効率化はもとより、市に求められる役割を明確にするということにもつながるのではないかというふうに思っております。中身の濃い審議会にしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず外郭団体全般について簡潔に分かりやすく、市からのご説明をよろしくお願いしたいと思います。

3 議 事

外郭団体について

①総論

寺田企画調整部長

企画調整部長の寺田です。よろしくお願いします。

外郭団体の総論ということで、外郭団体改革の総括的事項として、外郭団体の状況、団体改革の取り組み、団体に対する関与のあり方の3点を説明させていただきます。

まず、おさらいになりますけれども、外郭団体とはどのような団体かということです。その前提条件としては、市の組織の外部にあって独立した団体ということ。市が団体の設立に主体的に関わった団体であるということ。市の事業を代行し、または、市との連携により市の事務に関連する事業を行う団体ということになります。

それに加えて、アからエのように出資比率が 25%以上であるということ。ウの負担金、補助金、また委託料の中でも随意契約に関わるものですが、これらに類するものが、合計で年間 1,000 万円以上支出している団体ということです。エとしまして、現職職員の派遣を受けるというようなこと、こういったアからエのいずれかの条件、これに該当する団体を外郭団体と呼んでおります。

例えば、後ほど出てきますが公園緑地協会、これは前提条件に加えて、従来、随意契約の委託が 1,000 万円を超えて、ウの条件に該当していたということで、外郭団体扱いとしてきましたが、平成 23 年度からの随意契約の中身が 1,000 万円以下となったということで、外郭団体から除外をしています。

次のページをお願いします。上段の表ですけども、団体数の推移です。平成 18 年度は 23 団体ありましたが、平成 24 年の4月には 15 団体で、8団体減となっております。その8団体の減の内訳が下の表です。浜北振興公社、フォレストみさくぼ、引佐町自然休養村公社、浜松都市開発、こういった団体がそれぞれ、ご覧の時期に解散をしています。静岡県西部地域地場産業振興センターが平成 20 年度に、浜松地域テクノポリス推進機構と統合しました。また、建設公社が平成 21 年度に、浜松まちづくり公社と統合しています。

その他で2団体ありまして、(株)杉の里、これは湖畔の家の施設管理をしている団体ですけども、平成 21 年度に市の保有株式を売却しました。(財)浜松公園緑地協会については、先ほど申し上げたとおりです。

その結果、先ほど申し上げましたように、15 団体ということになっております。この 15 団体の中で統廃合を予定しているのが、(3)の2団体、浜松市土地開発公社については、バブル崩壊後の恒常的な地価の下落によりまして、公用地の先行取得の意義が薄れてきたということで、平成 25 年度の解散を予定しています。(株)なゆた浜北については、現行の業務が施設管理運営、あるいは不動産賃貸等の収益事業がメインであり、市の関与の必然性が低くなったということで、平成 28 年度株式の売却を計画しています。

次に、外郭団体改革への取り組みです。まず、外郭団体改革プランの策定に至るまでの経緯で

す。平成 20 年の6月に総務省から、第三セクター等の集中的改革の推進に関わる通知がありました。その年の 12 月に新公益法人改革三法が施行されまして、翌年の平成 21 年4月には、財政健全化法が施行されております。そういったことで、本市では、平成 22 年の3月に 22 年度から 25 年度までの4年間を計画期間とする浜松市外郭団体改革プランを策定しています。

このプランの特徴ですが四点ありまして、一点目は、行革審答申への対応状況を団体別に記載しており、行革審の答申を意識したものとなっております。二点目については、貸借対照表等の財務諸表を盛り込みまして、目標の達成状況が確認できるということです。三点目は、毎年度統廃合、あるいは経営健全化のチェック、これをチェックシートを使いまして、ゼロベースで見直しをするというような仕組みとなっております。四点目については、第三者のチェック機関である行革審によりまして、継続的に審議、検証していく、こういった仕組みになっています。

次に、外郭団体改革のPDCA(plan-do-check-action)です。絵にありますように、Pということで浜松市外郭団体改革プランを策定しまして、Dでプランを実施します。そしてCでより詳細な外郭団体状況調査を含めて、外郭団体改革プランの進捗管理を行います。そしてAでCのチェックを踏まえた経営健全化計画等の修正をしまして、そしてまた上のプランの見直しに反映していくという流れになっています。

その下の絵ですが、外郭団体の改革プランにおきます統廃合、あるいは経営健全化の検討の流れです。これは毎年度団体ごとに、外郭団体改革プランの見直しを行いまして、統廃合の検討とともに、経営健全化を検討しています。

まず、設立目的の検証を行います。そこで目的が達成できた、あるいは達成できないことが確定した、あるいは類似業務を行う民間法人があるということになれば、統廃合の検討になります。それらに該当しないものについては、次の段階で採算性の検証ということで、黒字の団体は存続ですが、単年度損益が赤字の団体については、統廃合の検討に入ることです。

先ほど申し上げましたように、黒字の団体については存続ということで、経営課題の整理を踏まえまして、経営健全化策と成果指標を含めた経営健全化計画を策定しまして進行管理をしていきます。そして統廃合の方向性が出た段階で、時期などを含めた統廃合計画を策定しまして、進行管理をしていくという流れになっています。

次に、外郭団体の経年変化ということで、外郭団体の常勤役員数です。平成 20 年度には 20 団体で 22 人だったものが、平成 23 年度には 16 団体 21 人ということで、団体数4団体の減に対しまして、役員数の減は1人となっております。これは4団体の減がありましたが、3団体、例えば医療公社については、経営健全化に向けての関与を強めるといったことだとか、あるいは、公園緑地協会については、新公益法人制度改革での対応といったような、団体へ関与を強めていくというような考え方に立って、増員をしているものですから、4団体の減に対しまして3人増をしまして、役員数の減は1人という形になっています。

次に、外郭団体非常勤役員、評議員数の推移です。平成 20 年度には 20 団体に対して 538 名だったものが、平成 23 年度については、16 団体で 426 人ということで、合わせますと 112 人の減

となっております。この 112 人減の内訳については、市の現職が 12 人、OBが7人、非常勤役員、そのほかの役員が 93 人の減となっております。

次に、外郭団体正規職員、嘱託職員数の推移です。平成 20 年度には、19 団体に 1,695 人おりましたが、平成 23 年度には、15 団体に 1,677 人ということで、全体では 18 人の減となっております。この内訳ですが、市の関係の数字がグラフの下にあります。市の現職が 16 人から 14 人ということで2名の減、OB正規は 28 人から 17 人ということで 11 人の減、OB嘱託が 33 人から9人ということで、24 人の減になっています。プロパーについての記載はありませんが、正規が 98 名の減、これに対しまして、嘱託が逆に増えていまして、117 人の増ということで、全体では 19 名の増となっています。また、正規と嘱託という視点で集計をしますと、正規職員が 111 人の減、嘱託が 93 人の増ということになっています。

次に、市から外郭団体への支出の推移(診療報酬交付金、土地購入費を除く)です。平成 19 年度には 109 億 3,900 万円だったものが、平成 23 年には、92 億 6,200 万円ということで、全体では 16 億 7,700 万円の減となっております。費目ごとの内訳欄がありますが、17 億円減の主なものは、指定管理料で 6 億 900 万円、補助金で 3 億 8,000 万円、その他ということで 3 億 700 万円、こういった内訳になっています。

次に、市から外郭団体への損失補償・債務保証額の推移です。平成 19 年度には、4団体に対しまして 811 億 4,600 万円だったものが、平成 23 年度には3団体になり、207 億 9,100 万円ということで、603 億 5,500 万円の減となって順調に減っています。この内訳の主なものは、土地開発公社の所有土地を市が買い戻しておりまして、その関係の債務保証が 300 億円あります。それから建設公社への損失補償が 230 億円ということで、これはまちづくり公社への合併に伴って、減になったものです。

次に、新公益法人制度改革への対応状況です。この改革の内容ですが、従来の社団・財団法人に対する税制、あるいは規制などによりまして、自由活動を阻害されていたりした社団法人、あるいは財団法人の諸問題を解決するために、平成 20 年 12 月から施行されている制度でして、平成 25 年 11 月までに一般、あるいは公益法人に移行手続きを行わなければ自動的に解散ということになっております。

下の絵ですけれども、従来の公益法人が認定、あるいは認可を受けまして、制度改革に伴う公益法人、または一般法人になる流れです。

公益社団法人の認定基準については、「公益目的事業が 50%以上あるということ」、「法人関係者に特別の利益を与えないものであること」などが基準となっております。それ以外が一般の社団法人、財団法人となります。これにつきましても、認可の基準としまして、公益目的支出計画が適正であり、かつ確実に実施されると見込まれるものということが条件です。

次に、現段階での新公益法人制度改革への対応状況です。15 の外郭団体がありますけれども、そのうち 11 団体がこの対応をする必要があります。そして対応済みのものが6団体あります。公益法人に移行した浜松国際交流協会、浜松市文化振興財団、浜松市シルバー人材センター、浜松

地域イノベーション推進機構、浜松観光コンベンションビューロー、それと一般財団法人に移行しました浜松市清掃公社、この6団体です。現在対応中のものが、浜松市体育協会、浜松市医療公社、浜松市勤労福祉会館、浜松市フラワー・フルーツパーク公社、浜松まちづくり公社ということになっています。いずれも今年度中には申請をする予定です。

次に、最後の三点目です。外郭団体に対する関与のあり方ということですが、外郭団体の設立及び運営に対する関与の基本方針に基づきまして関与をしているわけですが、その基本方針の中身ですけれども、「外郭団体の設立に対する関与の基準」、「外郭団体の統廃合等の基準」、「外郭団体の運営に対する関与の基準」、「外郭団体に対する補助支出等の基準」、「債務保証、損失補償の基準」、「職員派遣の基準」、こういったものがあります。

次に、一般社団・財団法人に対する関与の考え方です。先ほど説明をさせていただきましたように、公益法人制度改革によりまして、外郭団体のほとんどが公益法人になるか一般法人になるかの選択をしております。公益法人については、公益事業が50%ということで、市の関与は従来どおりとなりますが、一般法人となった場合に、市の関与をどうするかという問題があります。

一般法人については、収益事業を高めて、市の支援によらず自立的な活動をするために、一般法人を選択するという団体も想定されますが、従前と同じように、市民サービスの向上、あるいは福祉の増進に資する事業を実施するケースもありますので、組織形態や公益認定の有無などだけに限らず、総合的な観点からそのあり方を判断していくという考え方です。

参考に、ほかの政令市の例を調査した結果ですが、全政令市20市中、本市と同様関与は変えないとした市は13市あります。変わるとした市が2市ありました。この2市は新潟と名古屋です。その考え方ですけれども、基本的に外郭団体は、全て公益法人となるということを前提としているということで、一般財団法人への移行は無いという考え方に立ったものと聞いています。そして現在検討中としているものが5市あります。

説明は以上です。

御室会長

はい。寺田部長、どうもありがとうございました。

それでは、審議に入りたいと思います。その前にまず、私から確認をさせていただきたいと思っております。冒頭にも申し上げましたけれども、外郭団体については、これまでも行革審で何回も議論をさせていただきました。そして議論の結果、第3次行革審が出した外郭団体総論に関する答申、これがこちらにあるものです。

まず一点目は、団体の存在意義、これをゼロベースで厳しく判断して、外郭団体の廃止・統合を進めること。これがまず一点です。もう一点は、外郭団体の経営状況を把握し、経営改革を求めること。この2項目が、我々が求めたことですが、今の市の説明では、今後は、外郭団体の廃止や統合を進めていく方針なのかどうか。外郭団体をどうしていきたいのか。そこの部分について意思表示が、我々から見るといまひとつはっきりしないと思っております。

いま一度市は、これからの外郭団体の数をどんどん減らしていくのか、その方針をもう一度、寺

田部長にお聞きしたいと思うのですが、いかがですか。

寺田企画調整部長

民間にできることは民間にという、官民の役割分担が見直されている中で、指定管理者制度とか新公益法人制度改革、こういった法制が進んでおります。そのため、設立当初の団体を取り巻く環境と現在とでは、かなり変化をしています。

それからまた、今後の環境変化に的確に対応する中で、質の高い市民サービスを提供していくというためにも、運営基盤の安定は非常に大事だと考えておまして、統廃合を含めた経営健全化、これは進めていく必要があると考えます。

御室会長

はい。ありがとうございます。

ここで私から、皆さまの審議のための情報提供としまして、ほかの都市の外郭団体に関する事例を紹介したいと思っております。事務局から出してください。

これは奈良県の奈良市が行った外郭団体統合の事例です。奈良市の財政状況というのは浜松市と違って、非常に逼迫(ひっぱく)をした状況です。この財政を立て直すために、現在の市長が立候補をした際に、「天下りの根絶、外郭団体の整理・統合」、これをマニフェストとして掲げまして、当選後、「18 ある外郭団体を一つにする」という方針の基に、トップダウンで統合を進めたという経緯があります。

実際には、18 団体全てを一つにすることは、現実にはできなかつたようですが、それでも七つの外郭団体を一つにして、基本財産を整理することによって、基本財産が市へ4億6,000万円返還できたということで、ある意味では、大胆な統合を成し遂げた事例の一つではないかと思えます。ですから、こういうふうにやろうと思えばできる。

それからもう一つは、性格が違うから統合ができない。こういうお話もありますが、これを見ても性格の違うものをかなり統合している。こういうことで、事務局を一つにすることによって、かなり効率を上げることができるという事例でありまして、ひとつ参考までに出させていただきました。

それでは審議に入りたいと思いますが、委員の皆さん、どなたかありますか。

はい、村松委員どうぞ。

村松委員

市民の皆さんに外郭団体を分かりやすく説明していただきたいのですが、今の市の説明で、いろんな条件にはまっているのが外郭団体であると私は確認しました。

まず外郭団体の設立目的というものを、もう一度確認したいので、教えていただきたい。また、その設立目的のチェック、検証は誰がどのように今まで行っているのか、お聞かせください。

御室会長

寺田部長、お願いします。

寺田企画調整部長

外郭団体の定義ということですがけれども、関与の基本方針の中にも書いてありますけれども、主に

市の行政を補完する目的で設置をされたということで、市の外部にあり、市の事務を代行し、または市との連携によりまして、市の事務に関連する事業を行うという団体です。

それから、チェックはどこでということですが、基本的には市の所管課と、行政経営課が総括的には関与しています。所管課というのは、各外郭団体の所管する部局が市の中にありますので、その部局がまずはチェックをします。そして総括的な関与ということで、行政経営課も絡んでいます。

村松委員

まとめて統括して管理する課がしっかりあるわけですね。

寺田企画調整部長

はい、そうです。

御室会長

南出委員、どうぞ。

南出委員

南出です。先ほど村松委員と御室会長からも話があったのですが、外郭団体の改革も、そろそろ第二段階に入って来ているのではないかと考えています。

第3次行革審の答申「外郭団体の経営状況を把握し、経営改革を求めること」の中で、「外郭団体に対して市が関与する理由、関与の範囲を明確に」と、我々は答申しているんですが、外郭団体と所管部門との関係が、機能、役割という点では、ある部分を所管部門が担当し、ある部分を外郭団体が担当し、よい意味で言えば一体的な政策推進をやっている。

ところが一方で、なれ合いだとか、持ちつ持たれつのある関係がある。今回問題になった公園緑地協会の問題等も含めて、私なりにどういう言葉で表したらよいかと思うのですが、ガバナンス(統治)という言葉ですね。要するに関与の形を強くし統治していくようなコンセプトです。ガバナンスをどう行っていくかということと、それをやれるのかという観点で、見直す必要があるのではないかと考えています。

そこで、質問の第一点目ですが、一つ目がガバナンスの中では経営管理のあり方、二つ目が内部統制をどうやって行っていくかということです。経営管理のあり方でいえば、例えば月次予算だとか四半期決算みたいなものを、どうやって作成させているのか、あるいは作成させていないのか。これに対して、実際に負債、実質債務の何が問題になっているのかというようなことを、定期的にフォローアップするような仕組みが担当部門を巻き込んで市でできているのかどうか。

第二点目の質問は、内部統制をどうしていくかという中で、いろんな問題が起きたときに、今、各外郭団体は会計監査を行っているわけですが、業務監査というのは、どの程度やっているのか、その辺が具体的にどうなっているのかという問題と、外郭団体のあり方だとか是正等を、市で責任を持って指導し、あるいは管理していくような統括する組織、あるいは人がどうしても必要だと思うんですが、そこをどう考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

御室会長

はい。寺田部長お願いします。

寺田企画調整部長

経営管理については毎年度、外郭団体改革プランを作成して、設立目的の検証だとか、採算性の検証、その中で経営課題、あるいは経営健全化を目指して具体的な取り組み、こういったものの目標を掲げまして、進捗状況の確認をしています。

南出委員

それは定期的ですか。

寺田企画調整部長

定期的です。これは毎年やっています。

南出委員

毎年ですよ。

寺田企画調整部長

はい。

南出委員

例えば3か月、四半期ベースでやるとか、その辺の頻度ではやっていないということですね。

寺田企画調整部長

市としては年1回です。

南出委員

それは少ないと思われませんか。

寺田企画調整部長

年1度でよいかと思っていますけれども。

南出委員

普通、一般の民間ですと、月次でもやる。それから、半年に1回必ずやる。ですから、年に最低2回から3回はやるわけですが、少なくとも四半期ベース、あるいは半年に1回、業務監査をやるというお考えは無いですか。

寺田企画調整部長

外郭団体の取り組みとして、四半期ごとに実施している団体もあります。例えば医療公社などはやっています。

南出委員

どういう基準でやっているのですか。やっているところとやっていないところの基準は。

寺田企画調整部長

今正確に把握していないものですから、また後ほど報告ということでお願いします。

それから内部統制の関係ですけれども、これについては、市の管理がどういう形かということによろしいでしょうか。それにつきましても、外郭団体改革プランでやるとともに、今年については、元外

郭団体である公園緑地協会の問題がありましたので、7月に 15 の外郭団体の担当者呼んで、コンプライアンスの関係の指導もさせていただきました。

南出委員

単なるコンプライアンスではなくて、担当部門と外郭団体がどちらかというとい体的になっているものですから、管理スタッフ部門に対しては、ある面では圧力団体みたいな形になるわけですね。ですから、それを乗り越える、要するに系列部門ではなくて、それを統括するような組織なり人のあり方を考えていかないと、うまくいかないのではないかと。もうそういうステージに来ているのではないかと。

寺田企画調整部長

言葉が足らなかったのですが、外郭団体と、それに加えてその所管課も、もちろん集めて説明会をしています。

南出委員

所管課は外郭団体と一体であるので、ある面では上から、あるいは横から、要するに内部統制的にやれるような部門を検討されているのかどうか。そういうことが必要だと我々は思っているわけです。

寺田企画調整部長

はい。もちろん必要だと思っております。そういう意味で、先だっても担当部局に対しては、委員ご指摘のことも含めて指導させていただきました。

南出委員

担当者会議というのは不定期でよいんですが、そういうところで、外郭団体の管理責任者を定期的に集めて会議をやるだとか、そういうものも必要ではないかなと考えています。ですから、担当者の会議をやったって、それは事務処理だとか、経費の処理の問題であって、やはりその部門を、先ほど村松委員がおっしゃったように、存在意義がどうだとか、本当に今現在、改革プランがうまく進んでいるのかどうかという問題は、ある程度管理責任者を集めてやっていかないと、実効性が上がらないと考えますが、いかがですか。

寺田企画調整部長

そういったご指摘も、おっしゃるとおりですので、今後については、そういったことも含めて検討します。

御室会長

はい。ありがとうございました。

やはり、今の南出委員のご指摘のように、実績のチェックを四半期ごとにして報告をさせること。それからガバナンスというか、業務監査をしっかりやっていただきたい。外郭団体と行政、市とのあり方が少し曖昧になっているとか、平たい表現で言いますと、なあなあになっている。そのところがやはり、一番大きな問題になるのではないかと考えていますので、ぜひ市の中でももう一度しっかり議論をしていただいて、また報告をいただければと思っております。

ほかに。はい、山本委員どうぞ。

山本会長代行

山本です。いくつか質問させていただきますけども、まず一つに、「外郭団体とは」というのが先ほど市の資料にありました。そこにア、イ、ウ、エとありますが、イは特殊なことが書いてありますね。個々の公社、名前を書いてありますが、これは基準に対して何でこういう書き方になるのか。

寺田企画調整部長

このイについては、実はそれ自体が外郭団体という取り扱いだものですから、あまりこの表現はうまくないです。

山本会長代行

そうですね。うまくないですね。外郭団体として扱うのは適当であろうと思われるものが挙がっていますけれども、ここにこういうふうに形を出すのは、不適切かと思うんです。

次がエなんですけど、これはどういう意味ですか。天下り先を確保するという意味ですか。極端にいうと。市の現職職員の派遣を受け、または市職員であった。「市職員であった」ということは、OBということでしょう。それを採用しているというのは、一般企業でもたくさんあると思うんだけども。

寺田企画調整部長

はい。この市職員の派遣については、市の外郭団体への関与を担保する目的で派遣をしています。市の職員であったものを採用しているということについては、これは市からの斡旋ということではなくて、外郭団体で、その経営上必要があるというようなことで、外郭団体でOB職員を採用しているということです。

山本会長代行

ということは、「いずれかに該当するものをいう」といったって、エは結果としてこういうことになっている話であって、その条件ではないですよ。

寺田企画調整部長

まあそうです。これも表記がよくない。

山本会長代行

これもうまくない。

寺田企画調整部長

これはあまりうまくないです。

山本会長代行

これは削除ですね。

寺田企画調整部長

はい。

山本会長代行

アカウに該当するものが外郭団体ですよ。

寺田企画調整部長

そうです。

山本会長代行

その辺は認識を変えていただきたいと思うのですが。

寺田企画調整部長

はい。

山本会長代行

もう一つ、5番目、6番目で、外郭団体改革プランというのが、平成 22 年3月につくられました。今は平成 24 年度ですよ。つまり3年目になっているわけですが、その改革プランの成果というのは、どんなことがあるんですか。

寺田企画調整部長

それについては、パワーポイントで先ほど説明をさせていただきましたけれども、常勤役員だとか、非常勤役員、評議員、正規職員、嘱託職員数の減、こういったものがありますし、パワーポイントに載っていないものとしましては、浜松国際交流協会が公益財団法人を契機としまして、自主財源の確保に取り組んでおりまして、財政基盤の強化を図っているというようなことがあります。具体的に申し上げますと、会費の収入の増だとか、会員数の増、こういったものを図っています。

浜松市清掃公社については、平成 23 年の1月に給料表を 4.8%の引き下げが実施できたということですし、社会福祉協議会については、地区センターの経理部門の一部を集約して、事務の統一を図ったというようなことで、具体的にはそういうことになります。

山本会長代行

ぜひそれを、年度ごとにまとめていただきたいんです。コメントみたいに付いていたのが、「2か年の成果は取りまとめ中」とありますけど、2か年分まとめてやることではないですね。毎年やって当たり前だと思います。それがPDCAサイクルを回しているということになると思うので、ぜひ一度まとめて、示していただきたいと思います。

寺田企画調整部長

はい。分かりました。

山本会長代行

それから、その同じ3番目ですが、これもまた少しやりすぎだと感じます。統廃合を毎年ゼロベースでと言いますが、毎年ゼロベースで検討するほど問題があるわけではないと思うんですよ。3年に1回とかで、社会状況の変化を踏まえて見直すというほうが適切だと思います。毎年やること自体は、時間の無駄だと思います。

「ゼロベース」という言葉が出てきますが、ゼロベースというのは、どういうふうに理解しているのですか。言葉としてはかっこいいゼロからのスタートだけれども、本当にゼロベースでやる気があるのか、やれるのか、その辺はいかがですか。

寺田企画調整部長

外郭団体改革プランということでチェックシートを設けまして、各項目に対しまして、毎年どういった状況なのかということ、検証をしています。

山本会長代行

それは改革ないしはその状況を改善するためのチェックであって、ゼロベースで見直しということとは違うのではないですか。

寺田企画調整部長

要するに存続ありきということでチェックをしているということではないということです。

山本会長代行

存続ありきでチェックはしていない。

寺田企画調整部長

そうです。

山本会長代行

だからそれを毎年やるほどのことではないだろうと、私は思います。

寺田企画調整部長

はい。ただ経営健全化もあわせて改革プランの中で行っているものですから。

山本会長代行

そちらは必要ですよ。無駄なことはやらないほうがよいわけですから、ぜひはじめをつけて毎年やるもの、3年に1回やるものというふうにやっていただければと思います。

もう一つ基本的な話で、外郭団体と外郭団体を離れたところというのは、扱いとしては何が違うのですか。先ほど寺田部長の説明の中で、浜松公園緑地協会の話が出てきました。外郭団体から離れたけれども関与は強めるとおっしゃいましたね。

寺田企画調整部長

関与の基本方針で、外郭団体は関与を強めるのですが、外郭団体から外れるものの関与は薄まります。

山本会長代行

外郭団体が離れたら関与は基本的には無くしていくんですね。

寺田企画調整部長

関与を薄めていきます。

山本会長代行

薄めるということは、関与をするということで、なくすということはゼロにする。

寺田企画調整部長

なくすということではないです。というのは、出資団体ではないですが、公園緑地協会については市民サービスにつながる場所もありますので、そこに影響が出てはいけないということで、その部分では関与はしていかななくてはならない。

山本会長代行

例えば、具体的にどんな関与をするんですか。

寺田企画調整部長

例えば今、公園緑地協会のメインの業務は、公園の維持管理がメインになりますけれども、そういった部分で、公園が安全・安心で使えるような形にしなければいけません。

山本会長代行

あれは指定管理でやっているんですよ。

寺田企画調整部長

指定管理でやっている部分と業務委託でやっている部分があります。

山本会長代行

指定管理でやっているというのは、住宅の管理などいっぱいありますよね。それは外郭団体ではないところもやっていますよね。そこに対する関与と同じ程度なのか。

寺田企画調整部長

それに比べると、関与は限りなくなくなります。

山本会長代行

要は関与をする必要はあるのかということ。「関与」という言葉は、人を派遣したりするということがあって、その指定管理なり、その団体がやったことをチェックする、委託した目的をその通りにちゃんとやっているかどうかということは、関与というよりも任した仕事に対する検査といいますか、そういうことだと思いますが。

寺田企画調整部長

そういうことです。

山本会長代行

関与という言葉とは違うと思うんです。

寺田企画調整部長

もうほとんどないということでご理解ください。訂正させていただきます。

山本会長代行

なくなってあとは知らんよと。自分で生きていきなさいということだと思ってよいわけですね。

寺田企画調整部長

はい。

山本会長代行

要は一般の法人と同じ。

寺田企画調整部長

すみません。ほとんどないということです。

御室会長

はい、山崎委員どうぞ。

山崎委員

山本委員がおっしゃっていたことの再確認ですが、公園緑地協会は市の外郭団体から外れて、例えば指定管理で公園緑地協会が受けたときに、民間の業者が受けるのと同じ考えで、市からも切り離すということでよいですね。

寺田企画調整部長

はい、そうです。

山崎委員

それでは、二つだけ総論でお願いしたいのですが、前回もお話したように、外郭団体の趣旨・目的というのは何かと言いますと、指定管理と委託事業が非常に市は多いわけですね。年間約 50 億円受けているわけです。本来的には、先ほど言った官から民へというのは、指定管理制度も変わってきている。それから今回の財団の方針も変わってきている。そういうことで、この間も確認したのですが、民で行える指定管理というのは、外郭団体は行わないという考え方でよいですか。

寺田企画調整部長

今まで施設の維持管理については、指定管理者制度を導入する前は管理委託制度ということで、当時は施設管理の委託先が、市から出資した外郭団体の出資法人等に限定されていたといういきさつがあります。民間でできるものは民間へという流れはあることは確かなのですが、民間事業者に比べてノウハウがしっかりしているというようなことで、外郭団体に優位性があります。

そういったことで、撤退するというところまでは考えていませんけれども、優位性があるものですから、今かなり指定管理も取っているという状況はあるということです。

山崎委員

審査する方も8人は市の方で2人が外部の方。それから外郭団体には、市から行っておられる方が多い。そういう中で、不公平とは言いませんが公平な審査というものができるとか、そのシステムそのものがおかしい。それから前から言っているのは、もう民ができる指定管理業は、外郭団体は基本的には請け負わないと。そういう工程管理、基本方針を決めて、雇用の問題もあると思うのですが、工程管理も決めて、民にできるものは民に任せる、行政ができる、やらなければいけないことは行政がやるというような方針で、今全体の流れがこういう財政状況ですから、官から民というのはそういうことなんですね。

ですから、それは何回も行革審で言っているのですが、例えば指定管理とか委託、外郭団体がやっているというのを、むしろそっちは縮小し、本来的な行政の業務に専念すべきだと思います。そういう流れで今、国自身も動いているんです。その辺どうですか。

寺田企画調整部長

国の動きも指定管理者制度、新公益法人制度改革、そういったところから言いますと、おっしゃるとおりです。ただし、市の指定管理については、民間企業が参入しにくい状況があります。例えば、応募期間が短いとか、情報量が少ないとか、指定管理期間が3年間というようなことで、短いということで、設備投資、人的投資が計画的にできないとか、そういったことがありますので、

今後については、民間法人が参入しやすいように、情報提供だとか応募期間の延長、こういったこと
の環境整備をしていくということで考えています。

山崎委員

それは応募の仕方とか手段、方法の問題です。基本的な原則として、市の外郭団体は、委託と
か指定管理で民ができるものはやらないという方針でいってもらいたいと思います。それですぐに
外郭団体がなくなってしまうというのはまずいわけですから、民の中でもあまり適さない団体が出て
くる場合もあるし、本来的には、この外郭団体の役目というのは、委託制度と指定管理者制度で民
が出られないところを、まさに公がやるべきところをやるというように整理して検討をお願いできま
すか。

御室会長

このあたり副市長さんからお話をいただければと思いますが。

伊藤副市長

私から山崎委員にお答えします。指定管理者制度がどうこう言う前に、まずそれぞれの施設とい
うのは公の施設です。したがって、公の施設というのは、その施設を使って公共の福祉に資すると。
その公共といってもそれぞれの施設ごとに、例えばそれが文化であったりとか市民協働であったり
とか、色々目的があるかと思いますが、その目的をいかに、より増進させるのかという部分が
第一に判断することであると思います。

その上で、公の福祉の部分を増進させるにあたって、誰を使うのが一番よいのか。それから誰を
使うのかということに関して、例えばそれが外郭団体のような公益法人という形を取るのがよりふさ
わしいのか、それとも、より競争を行って民間の発想を取り入れることによって、より公の福祉に寄
与するという判断をするのかということで、まず基本を分けるのかなと思っています。

その上で、例えばその文化であるような、例えばその文化的な事業のように、優れた芸術文化の
機会を提供するとか、市民の文化活動を支援するとか、より深く公の目的にかんでいくような場合
については、今言ったような、外郭団体を活用したほうがよいという判断があるのかもしれませんが
けれども、それを一つ一つ判断していくことが、やはり大事なのかなと思っています。

それをひとくくりで申しあげましたけれども、そういったプロセスみたいなものを、きちっとフローチ
ャートみたいな形で表しまして、基準を明確にするということは確かに大事なかなと思いますので、今
そういった何をもって判断するかということが不明確であれば、それを明確にして皆さんの目に触
れる形にして、PDCAサイクルを回しているという形については、しっかりと対応していきたいと思
います。

山崎委員

基本的な考え方を整理して、また次回にぜひ報告をしていただきたいと思います。お願いします。

それと少し長くなります。先ほど出ました、一般財団になりますと、公益目的支出計画をつくる
というような話がありましたけれども、一般財団へ移行するときには、企業で言いますと内部留保金と
いうものがあつた場合には、公的財団で財産を貯めてきたものだから、公的に支出しなさいとい

規定があるわけです。

この中で、清掃公社は公益目的財産が 21 億円あるわけです。この支出計画の内訳は、9億円は公的事業へ支出していく、あとの 12 億円は市へ寄付するということで非常に分かりやすいなど、私は思います。

21 億円も資金があったのかと、驚くかも知りませんが、実際これだけの資金が、清掃公社のご努力もあったということなんですね。ですから、こういうふうな形で寄付をいただけるというのは非常にありがたいと思います。

それからもう一つ、これも先ほど出ている公園緑地協会ですが、実は 2.9 億円あって、市への寄付が無くて、簡単にいうと協会サイドの自由裁量で、こういう目的で使っていけるというような形になっています。行革審の3次答申も公益目的で寄付等をしていただきたいということで、第3次答申で書いてあるわけですが、この辺の取り決め、特に公園緑地協会のこの計画は、どなたが決めたのか、市も関与して決めたのか、それを教えていただきたいのですが。

寺田企画調整部長

公益目的支出計画については、基本的には団体で決めますが、所管課も含めて検討した結果です。県が認可行政庁ですので、県で認可をしていただいたということです。

山崎委員

なぜ清掃公社は、寄付ができたのか。

伊藤副市長

市への寄付をするかしないかという場合、市へ寄付をしてもらう場合には、もともとの公社なり財団をつくったときに、市が出資をしているというケースです。もともとの組織を運営するにあたって、市の出資が入っている場合については、当然のことながら、基本財産を処分するときにあたって、市に返してもらうというような形で寄付をしてもらうこともあります。公園緑地協会の場合は、市の出資が無い団体です。

山崎委員

それは私も知っていますけれども、そうすると、市が 12 億円清掃公社に出資していたのですか。出資金を返してもらうということですか。

伊藤副市長

金額をそのまま返してもらうことではなくて、そういったことも踏まえて最終的に、いくらで振り分けるかという判断をしたことです。

山崎委員

寄付金でもらわないというのは、市当局が判断したということですか。

伊藤副市長

市もその中に関与をして、市への寄付額については、こうしようということを決めたということです。

山崎委員

私ども少し理解しにくいのですが、ましてや先ほど言ったように、公園緑地協会は、今後、市の関与がなくなっていくわけです。そうすると、もうその理事会か何かで決めて、これを見ますと、公園緑地協会は 27 か所の市の指定管理をやって、毎年委託料、指定管理料を5億円、市からいただいているわけです。ほとんど市で今までやってきていて、その中の内部留保金が、公的目的には使うとはいえ、協会サイドの自由裁量でやるというのはどうなのか。副市長が今言ったように、出資しているから寄付金でもらう、出資していないからもらわないじゃなくて、やはり事業の性格上、公的なものが多いところから市に返してもらうという考えはないですか。

伊藤副市長

当然、一般財団に移行する際には、そういう判断も一つの要素としては入りますけれども、最終的にそれを決定するにあたっては、先ほど申し上げましたとおり、公園緑地協会の場合は、市のお金もともと入っていなかったということで、最終的には公益的事業に充てていただくという形で、財産の引き継ぎをしたということになります。

山崎委員

公園緑地協会の件も、市も当然合意して決めたわけですね。

伊藤副市長

少し細かな部分はわかりませんが、相談はあったと聞いています。最終的にそこまで市としての関与ができなかったということだと思います。

山崎委員

そういう点がどうも疑問である。これからも出てきますけれども、一般財団へ移行するときに、内部留保金の使い道というのは非常に問題になってくるわけですから、出資していれば寄付金で返す、出資しなければ返さないというルールを次回でよいですから一度教えてくれませんか。

伊藤副市長

移行した団体はここだけではないので、それを全体整理しまして、もう一度答えさせていただきま

御室会長

一度、また教えていただきたい。寺田部長どうぞ。

寺田企画調整部長

公益目的支出計画というのは、県で適正であると認めて、あるいは確実に実施されると見込まれることで、この実績については県でチェックするような形になっておりますので、それだけのご了解いただきたいと思います。

御室会長

はい。水谷委員どうぞ。

水谷委員

出資ということが出ましたので、物事の整理をさせていただきたいと思います。事務局資料の「出

資している法人」というものがあります。今、外郭団体という特定の団体の議論をしていますが、その出資ということになると、もう少し幅広く考えなくてはいけないのかなと思ってまして、市が出資、出捐している法人が全体で 65 あって、外郭団体が 13 あります。外郭団体に、出資、出捐している金額が 41 億 1,000 万円、全体が 56 億 6,000 万円ですから、それ以外の団体が 15 億 5,000 万円あるわけです。これは 52 団体だと思いますが、ここの部分を先ほどの収支、寄付金等の考え方の中で、これからどう整理していくかということが一つある。

もう一つは、これは浜松市から出ているお金ですから、イコール市民の皆さんのお金です。このお金のボリューム感、コスト意識をもつことが大事である。出しっ放しで終わらないということで、お互いに認識しておきたいと思うのは、先般、『広報はままつ』の財務状況の報告の中に、市民1人当たり年間、市民税がおおむね 15 万円と出ていますが、この 15 万円を割り算をしてみますと、56 億円というのは 3 万 7,000 人分です。外郭団体以外の 15 億 5,000 万円は 1 万人分です。並大抵の額ではないですね。ぜひそういう意識でもってやっていく必要がありますし、先ほど公園緑地協会の話も出ていましたけれども、新聞記事によると 300 万円のレベルで浮かしたということですので、これも 15 万円を割ると 20 人分です。そういう感覚を持って、外郭団体なり各団体を精査していく必要があると思います。

そういう意味では、外郭団体改革プランというのは、平成 22 年度から 25 年度の 4 年計画ですよ。今はもう中間期、2 年たったところです。現在、改革プラン 2 か年の成果について取りまとめ中ということで、その次に、統廃合等を毎年度ゼロベースで見直していくとつながっていくわけですが、ここの進捗状況がどうなっているかということをお聞かせいただきたいと思っています。

寺田企画調整部長

それは表に書いてありますように、現在取りまとめをしているところです。

水谷委員

少し遅いのではないかと。もう少し早くしないと、その後に我々の行財政改革審議会の審議も、これで外郭団体が終わるわけではないですから、つながっていくわけですよ。そうするとどんどん後ろへずれてしまう。ぜひスピードアップをお願いしたい。

寺田企画調整部長

今、取りまとめをしておりますので、来月末にはまとまる予定です。

水谷委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

もう一点、先ほど外郭団体の改革の経年変化ということで、細かい数字を出していただきましたけれども、団体数の推移とか非常勤役員、評議員数、プロパー正規職員数等、それぞれ減ってきてはいますが、よく見るとその中で、常勤役員数(市の職員の現職プラス市のOB)はここ 3 年間、18 人、17 人、16 人と、ほとんど減っていないですね。その代わりプロパー職員は、98 人ぐらい減っている。こういうことから見ると、少し目線がずれてきていないか。下だけ削って上はそのままということでは改革にならないものですから、ぜひその辺も見落としがないようお願いをしたいというふうに

思います。

それからもう一つは、市からの支出の中の業務委託、指定管理ですね。これが各団体の市からの収入の中の 50%以上、60%近くです。ということは、これがないと各団体はやっていけないということです。そもそもスタートの時に、そういう団体をつくったのかなど。そうじゃないと思うんですよ。この辺も年間の総括の中できちっと食い込んで、本当にこの現状でよいのかということ、施策の必要性からは存続は意義があると思いますけど、実体と経営的な部分を見ると、設立の趣旨からずれてきていないかと、強い危機感を持つわけです。ぜひそういう意味では、この際ちょうど中間ですから、細部にわたり見直しをやってほしい。またその結果を報告いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

寺田企画調整部長

そもそも外郭団体の成り立ちが、先ほど説明をさせていただきましたように、今の指定管理者制度の前の管理委託制度の時代につくられた制度でして、その委託先が市の出資した外郭団体ということで限定されていたものですから、そういった成り立ちがあって今現在に至っているというようなことですので、ご了解いただきたいと思います。

御室会長

時間もだいぶオーバーしていますので、要点を絞って質問をしていただけますか。

井上委員

時間がありませんので、関連質問だけにします。まず、市の資料の8ページから 11 ページまで、3年間のデータを示してありますけれども、これを見ますと、団体数が減ったから減になったのか、それとも存続する部門の節減なのか、一切この資料では見えないんですね。例えば、20 団体から 16 団体に減っていますけれども、常勤役員の人数は1人しか減っていない。団体が減れば自動的にもう少し減るのではないかと思います。そうしますと存続の部門が、まだ努力が足りないのかなと感じます。

それから先ほどから出ていますように、外郭団体に対する随意契約と非公募、これが 30.3 億円あります。外郭団体が受けている委託、指定管理は 53.4 億円で、このうち 30.3 億円は非公募だったり、随意契約だったりということで、競争のないところの利用が 56.7%と、これだけ大きい割合を占めております。なおかつ外郭団体は、どうも組織を維持管理するために、本来外郭団体の設立目的に沿わない、そういった事業で指定管理を取ろうとする動きが感じられます。

これからやります浜松市文化振興財団、浜松まちづくり公社も、ますます指定管理の量を増やしていこうとしている。それは組織を維持していくために、どうしても必要だということで、拡大していく傾向が見えますけれども、これは本来、指定管理を民営化していくという方向性とは、少し違っている感じがします。

それから最後です。平成 22 年度以降に、やや計画的にも停滞気味ですけれども、これを更に外郭団体の廃止・統合を推進するためには、思い切った大胆な発想で変えていかなければならないと思っております。

例えばですけれども、土地開発公社とまちづくり公社を一緒にするとか、社会福祉協議会など福祉関係の4団体を統合するとか、そういった組織の枠を超えた統合を、今後更に進めていく必要があると思います。そういった意味では、今は役所の所管課が中心になって進めている統合・廃止ですが、それはそのままではいいのかどうか、役所の縦割り行政の中で組織を横断的に見ていく、そういう責任部門が必要ではないのか。できるだけ民にできることは民に移すという大原則に則って、やっていただきたいと思います。

御室会長

寺田部長、お願いします。

寺田企画調整部長

はい。まず一点目の団体の減に伴うもの、それから団体の努力によって増減したもの、そういったものの整理については、また後ほど整理をしてお示しをしたいと思います。

二点目の非公募、随意契約の関係ですけれども、外郭団体が、圧倒的にノウハウがあるということで、市と一体となって市民サービスの向上、福祉の増進を図る事業については非公募、随意契約ということで考えておりますが、それ以外は全て公募、競争入札ということで展開していますので、ご理解いただきたいと思います。

それから三点目の統廃合の関係ですけれども、先ほど冒頭に、奈良市の統合の事例が示されましたけれども、目的の異なる法人の統合については、管理部門の合理化を進めることができたとしても、実際プラスアルファの相乗効果が期待できないと考えます。むしろそれらの持っているよさ、あるいは強みが薄れてしまうということも考えられます。ひいては経営を不安定にさせることも、場合によってあるということで、慎重に検討を進める必要があると思っております。

奈良市の事例については、まだ設立したばかりですので、その動向を見守ってまいりたいと考えております。

御室会長

はい。ありがとうございました。

井上委員

市資料の 11 ページの業務委託費ですけれども、外郭団体に対する業務委託費というところの推移を見てみますと、ほとんど減っていない。ここら辺の合理化効果を、もっと出していただきたいと思います。

御室会長

はい、ありがとうございました。

それでは、時間もだいぶ押しておりますので、総論の取りまとめをしたいと思います。前回6月の公開審議でも、指定管理者制度について議論してまいりましたが、指定管理者制度というのは、それまで外郭団体だけに任せていた市の施設の管理運営というものを、民間企業に対して門戸を開きましょうということで導入されたわけではありますが、どうもこの指定管理者制度が始まって以降、外郭団体の存在意義が少し薄れてきたのではないかと思います。

外郭団体の側から見れば、指定管理者制度が導入されて、自分たちの独占市場であった公共施設管理がいきなり競争市場にさらされたというわけで、指定管理が取れるか取れないかということが、組織の存亡を左右しかねない状況になっているのではないかというのが現状だと思います。

更に先ほど議論がありましたように、もともと多様化する市民ニーズに対して、市の職員が直接行うよりも、効率的かつ弾力的に事業サービスの提供ができるという考えで、外郭団体がつくられた経緯があるわけではありますが、外郭団体の職員の給与水準等のお話をお伺いしますと、外郭団体に業務を委ねることが、本当に市が直接行うよりも効率的で、低コストの運営につながっているのかどうか。正直言って、ここがよく分からない。

そうした意味で、この外郭団体という組織を将来的に見て、どうしても必要な存在なのかどうか。これを今問われているということとして、この状況を踏まえた上で、外郭団体の統廃合、これはやはり徹底して進めるべきでないか、ということ結論としたい。

今現在、市では 15 の外郭団体があります。おそらく各団体それぞれに総務とか経理とか、色々担当者がお見えになるわけですが、統合を進めれば、そうした間接部門が効率化されるわけであり、当然、合計で今 21 人いらっしゃる常勤役員も減らすことができる。と思います。

更に市から拠出している、41 億数千万円の基本財産、こういうものも返還されて、新たな投資財源として活用することも可能だということになりまして、財政効果としても大きいものが見込めるのではないかと考えております。

ちなみに先ほど、奈良市も今スタートしたばかりで、なかなかどうなるのかと、こういうことは推移を見守らなければいけないと思いますけれども、7つの団体にそれぞれいた常勤理事の数が、統合で1人になったそうです。それと共に統廃合の大きなメリットとして、人材の確保とか教育面の向上が挙げられるのではないかと思います。

市の外郭団体 15 のうち、プロパー職員が 10 名未満という団体が5つあるわけですが、この規模のままでは、この優秀な人材の確保や業務のノウハウを継承していけるのかということが、非常に不安でありまして、組織の維持・発展には一定の規模をしっかりと整え、採用、教育、効率的な配置、こういうものを行った上で人材を育成していくプロセスが必要であり、その意味から行革審としては、統廃合は積極的に進めるべきであろうという結論にしたいと思っております。

もちろん統廃合の過程におきまして、事業内容の見直しもあわせて行い、団体の廃止とともに、やめるべき事業もしっかり整理していければと思っております。

それでは、時間もだいぶ押しておりますが、次に個別の議論をさせていただきます。(公財)浜松市文化振興財団を取り上げたいと思っております。それでは市の説明をお願いしたいと思います。

②個別

ア（公財）浜松市文化振興財団

村木市民部文化振興担当部長

市民部文化振興を担当しております村木です。それでは、(公財)浜松市文化振興財団につきましてご説明をさせていただきます。なお、本日は財団の齋藤常務も同席をさせていただき、またご質問等にもお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ではスライドをお願いします。平成 24 年4月1日現在の文化振興財団の基本情報です。文化振興財団は、平成5年7月に設立したアクトシティ浜松運営財団が前身です。その後、平成 17 年に浜松市文化協会と統合し、名称を文化振興財団に改称しています。平成 19 年には(財)浜松市浜北振興公社の解散に伴いまして、その事業を一部継承し、現在の組織に至っております。

設立の目的ですが、優れた芸術そのほかの文化の提供、交流、創造、発信を行うこと並びに市民・地域の芸術文化活動の支援を通して、市民文化の向上及び地域社会の活性化を図ることとございます。

基本財産は 21 億 3,900 万円で、うち市からの出捐金は 20 億円で、出捐率は 93.5%となっております。役員数ですが、常勤役員が1人、非常勤役員が 11 人、評議員が 11 人です。職員数ですが、常勤が 39 人、嘱託 83 人、パート等が 19 人で、現在、市からの派遣はありません。

財団が行う主な事業ですが、三つ記載をさせていただきました。一つ目として、アクトシティをはじめとした公の施設の管理運営及びその付帯事業で、これらの施設を活用しまして、ソフト事業を展開しております。二つ目としましては、市が行う芸術文化事業の受託と協力で、本年秋に予定しております国際ピアノコンクールをはじめ、吹奏楽大会などの受託事業及び負担金事業を実施しております。三つ目は芸術文化事業の企画・運営及び提供で、優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供しているところです。

次に、文化振興財団に対します市からの支出の状況です。平成 23 年度の決算見込み額で、総額 16 億 1,200 万円となっております。その内訳ですが、補助金・負担金が 4,200 万円、これは浜松国際ピアノコンクールの開催準備、浜松吹奏楽大会、アクトシティのパイプオルガンミニコンサートの開催事業などに係るものです。

次に委託料として、1 億 4,600 万円があります。これはアクトシティ音楽院運営やプロムナードコンサートなど、本市が行います音楽文化を担う人材育成等に要するものが主なものです。市からの支出のうち一番大きなものは指定管理料で、14 億 2,500 万円となっております。このうちアクトシティおよび楽器博物館に係る指定管理料は、非公募によるものです。

財団の平成 23 年度決算の状況ですが、資産の部から負債の部を引いた正味財産の部の合計が 30 億 7,200 万円、また当期一般正味財産増減額は 7,700 万円という状況になっております。

次に、第3次行財政改革推進審議会からは、答申を四点いただいております。その対応につきまして一つずつ説明をさせていただきます。まず一つ目ですが、施設管理部門を切り離して、文化振興財団本来の目的である優れた芸術文化の提供、交流、創造、発信などのソフト事業に特化すること、といただいております。これにつきましては、アクトシティ浜松の施設管理について、施設の官民共有部分の管理や清掃、冷暖房施設等のビル管理部門と、利用者サービス等の文化

振興部門に切り分け、平成 24 年度からビル管理部門については、(株)アクトシティマネジメントが担当するようになります。

次に、文化振興財団の平成 23 年度の決算状況をグラフにしたものです。総事業費 25 億 9,000 万円のうち、アクトシティの指定管理に係る事業費が 14 億 2,000 万円で、全体の 54.8%を占めております。また、アクトシティ以外の公の施設の指定管理事業費が 7 億 4,000 万円、残りの 4 億 3,000 万円が文化振興事業となっています。

財団総事業費の中で、14 億 2,000 万円と突出をしていますアクトシティの指定管理事業について、ご指摘をいただいております施設管理部門と、芸術文化の提供などのソフト事業などの切り分けを整理しましたので、次のスライド以降で説明させていただきます。

アクトシティの指定管理事業費の 14 億 2,000 万円の内訳ですが、アクトシティのビル管理に係る部門が 7 億 1,000 万円、文化公演と切り離すことができないホール等の保守管理業務と、ソフト事業の企画運営や受付業務等の人件費といった、文化振興部門が 7 億 1,000 万円となっております。

平成 23 年度までは、ビル管理部門について、官民共有部の保守管理業務を(株)アクトシティマネジメントに委託し、文化振興財団が直接管理をしている熱供給事業や清掃、植栽保守については、そのほかの民間の企業に業務委託をしてきたところです。これを平成 24 年度からは、ビル管理部門につきまして、(株)アクトシティマネジメントが一括して保守管理業務を行うことにより、文化振興財団はソフト事業に特化をするという体制としました。アクトシティにおける官民共有部と(株)アクトシティマネジメントについては、次のスライドで説明をします。

アクトシティ浜松の全体図です。アクトシティは公の施設と民間施設が一体となった複合施設となっています。中央にあるホテルやショッピングセンター、レストラン街等の民間施設であるアクトタワーエリアをBゾーンとして、大・中のホール、展示イベントホール、楽器博物館、研修交流センターなど、市が所有をしているエリアのほうをA、C、Dのゾーンとしています。

アクトシティはこのように、官民それぞれの施設エリアは区分をされていますが、建設費の低コスト化をはじめ、施設を一体的、効率的に管理するため、機械室や中央監視装置の一元化、官民の両ゾーンをつなぐ地下の駐車場、あるいは特別高圧電源の一括受電などについて、共有・共用化が図られているところです。

この官民共用部門の効率的な管理を行うことを目的として、開設の当時から官の所有者であります浜松市と、民の所有者の間で取り交わしたアクトシティ管理協定、これに基づいて官民が出資をし、(株)アクトシティマネジメントを設立し、一括の委託をしているところです。

次に、現在の施設管理の状況を相関図として表しているものです。黄色で示した市が所有し、指定管理者の文化振興財団が管理するA、C、Dゾーンと、ピンク色で示しておりますアクトシティ・インベストメントが所有するBゾーンの官民共有部分につきましては、アクトシティの管理協定によって、その管理は(株)アクトシティマネジメントに委託をしています。

今回、その共有部分ではないA、C、Dゾーンの清掃や植栽管理、熱供給管理など、これまで

財団が行っていましたビル管理についても、(株)アクトシティマネジメントが行うようにしたことです。このことによって、文化振興財団が直接管理をしていたビル管理部門を切り離して、よりいっそう文化振興部門に特化をする体制としたものです。

次に、答申の二つ目として、芸術文化の提供・発信を行う自主事業については、真に文化振興に寄与するよう、事業評価等による見直しを毎年度実施すること、といただいています。この対応については、平成 23 年度に試行した事業評価制度を、平成 24 年度から本格導入をすることで、事業の目的を明確にして、今後の事業展開に反映をさせていきたいと考えております。手法については、次のスライド以降で説明します。

文化振興財団が実施をする自主事業の事業評価の手法の実施手順になります。1 番目として、事業企画・目的設定と目標設定です。財団の四つの基本方針である「育てる・創る・交わる・伝える」に基づいて、事業の目的や事業内容を明らかにして、目標と戦略を決定します。次に、1で決定した戦略に基づき事業を実施し、3では事業終了後に評価シートによる採点を行います。そして4番目として、3での評価を元に事業の廃止を含め、改善点等を整理するとともに、課題を明確にして新たな目標を設定していきたいと考えています。

次に、この事業評価の取り組みスケジュールですが、昨年度は財団の一部の主催事業にこの評価制度を導入して調整作業をまいりました。本年度からは財団が実施する全事業を対象にして、この評価制度を導入していきます。この評価制度については、文化振興財団内で行う評価ですので、より一層効果的な事業が展開できるように、平成 26 年度を目途として評価制度を見直し、新たに外部評価、あるいは経営評価といったようなところを導入してまいりたいと、今計画をしているところです。

次に、答申の三つ目として、様々な団体や個人など、多様な担い手が文化・芸術活動に主体的に参画できるよう、活動への支援の充実など環境を整備すること、といただいています。この対応としては、助成金の交付や広報支援事業、市民参加型事業の実施により、団体や個人の文化・芸術活動を、一層支援をまいりたいと考えております。

次に、文化・芸術活動の支援の充実に向けまして取り組んでいる事業について、ここから紹介させていただきます。一つ目としては助成金の交付です。はままつ文化サポート事業ということで、助成事業を財団独自で設けています。これは市民の文化への関心を高め、個性的で活力あるまちづくりを応援しようとする目的でして、市民自らが企画する市内外に向けた文化の発信事業や、市内の子どもたちが参加できる事業、または地域を活性化できる事業などに対し助成金を交付するもので、平成 23 年度については、25 の事業に総額 508 万円を交付したところです。24 年度からはこのシステムを一部変更して、助成の上限を 30 万円として、より充実した制度として、市民の文化活動の支援をしていきたいと考えています。

次に、市民が実施する事業への広報等の支援です。文化振興財団は財団の情報誌として、『HCF News』を昨年の春創刊しました。これまでに5回にわたって発行をしてきているところですが、この中で、市内で活躍している文化団体の活動状況などを紹介しています。今後も市民文化団体

の活動を、一層多くの市民に知っていただき、文化の活動が活発化するように支援をしていきたいと考えております。

また、財団ウェブサイトでは、市民団体の公演情報を掲載しているほか、指定管理施設におけるチラシの配布やポスターの掲示など、広報支援を行っています。更にチケット販売は公演を成功させ、団体活動を継続していく上で非常に重要ですので、チケット販売についても引き続き協力をしてまいります。

次に示したスライドは、市民参加型事業の企画・実施の一部のものです。「バンド維新」については、平成 20 年に浜松市でスタートをしました。日本を代表する作曲家の皆さんの新作を、作曲家自らが市内の小中高生の吹奏楽部などを直接指導して、またその指導過程を公開して、その曲を世界で初めて演奏するという独自のスタイルで、全国的にも注目を集めております。

また、「和洋奏楽」は音楽家や指導者、市民団体により、音楽のジャンルを超えた様々な形のコラボレーションを行っています。「浜松市民文化フェスティバル」は、吹奏楽や合唱、日舞など、市内の各文化団体がオリジナルで開催する発表会等の企画を支援しております。

次に、答申の四つ目ですが、文化振興財団本来の業務に注力するため、計画どおり平成 24 年度からは、埋蔵文化財の発掘業務から撤退すること、といただいています。これについては、平成 23 年度をもって、埋蔵文化財発掘調査事業からは撤退をしています。

続いては、文化振興財団の経営健全化計画についてです。四つの経営計画を設定しています。一つ目は、財団運営の透明性を確立することです。二つ目として、平成 23 年度末までに公益財団法人の認定を取得すること。三つ目ですが、採算性を確保した事業の展開と、指定管理施設の稼働率の向上による利用料金の確保です。四つ目は、公益事業を継続的に実施していくため、適正な内部留保の確保に努めるというものです。

次に、経営健全化に向けました具体的な取り組みと、その目標年次、目標値及び平成 23 年度の実績値をまとめました。まず公益財団法人への認定取得ですが、目標年次どおり平成 24 年4月1日に、公益財団法人への移行を完了しました。次に、利用料金を確保するため、特に展示イベントホールの稼働率向上に取り組みまして、平成 25 年度までに 58%とするという目標に対しまして、平成 23 年度に 65.2%の実績を上げています。最後に、採算性と文化貢献のバランスを考慮した自主事業を展開するとともに、来場者数について平成 25 年度までに、平均入場者率を 83%以上とするという目標に対しましては、平成 23 年度に 84.9%を確保したところです。

以上が(公財)浜松市文化振興財団に係る答申に対する対応状況、経営健全化に向けた取り組み状況です。今後とも一層文化活動を推進し、市の文化振興を担う公益財団法人としての使命を果たしてまいりたいと考えております。説明は以上です。

御室会長

はい。どうもありがとうございました。

ただいまご説明がありましたとおり、この財団というのは多くの施設の指定管理業務を行っておりまして、ご説明もありましたように、収入の8割が指定管理料で占められているということです。その

中で特に規模、あるいは金額的に飛び抜けて多いというのが、アクトシティ浜松の運営管理ということになっておりまして、こうした状況を受けまして、文化振興財団に対して、第3次の行革審が行った答申が四つありました。

まず一つ目は、施設管理部門を切り離して、本来目的であるソフト事業に特化すること。二点目、自主事業については、事業評価などで毎年見直すこと。三点目は、多様な担い手が文化・芸術活動に主体的に参画できるよう環境を整備すること。それからもう一点は、文化振興財団本来の業務に注力するため、計画どおり平成 24 年度から、埋蔵文化財の発掘業務から撤退をすること。この四点であるわけですが、論点の中心になるのは、特に答申の一点目、文化振興財団の本来の目的、あるいは担うべき役割とは一体何なのかということ。併せて現実問題として、今後ソフト事業に特化していけるのかどうかということではないかと思っております。

そこで、まず私から一つだけ確認をしたいと思っておりますが、文化振興財団はアクトシティを含め、複数のホールの運営管理、指定管理業務を行っているわけですが、この業務の中でも特に比重の大きいと思われる貸ホール、貸室、この業務はソフト事業なのか、あるいはそうでないのか、市と財団の皆さんはどのように解釈されているのか、確認をしたいと思いますが、村木部長はどう思われますか。

村木市民部文化振興担当部長

はい。現在、文化振興財団が指定管理をしている施設ですが、これはほとんどが市内にある文化団体などが活用しているところで、その施設の目的といたしましても、市民団体が文化活動を行っていく場所であり、また、その施設を活用して、更に市民団体が文化活動を向上させる目的のものと思っておりますので、現在のところは、施設の管理と文化振興とは一体になっていると考えています。

御室会長

はい、分かりました。

齋藤常務はどう考えられますか。

齋藤浜松市文化振興財団常務理事

私も同じ意見です。施設管理業務は、ハードの管理のことですが、ビル管理部門とホール施設の管理があります。例えば、音響、照明等のホールに付帯するものの管理・保守、それを動かしていくための人員の確保、そういう部分もソフト事業を展開する上で非常に重要ですので、単にビル管理と言うのは、例えば清掃を含めた、昇降機の保守だとか、消防設備の保守、そういうものは民間のビル管理会社さんでもできますが、ホールに関するところはノウハウがありますので、その辺はソフト事業と密接な関係を持っていると考えていまして、そういうところにおいてもソフト事業と言えるのではないかと思います。

それから市民団体や市民文化に努力している皆さまとの対応についても、施設をお貸しする段階で、予約を受け付けて中身を見せていただいご相談をして、付帯設備をお貸しして、そのイベントなり事業がスムーズに行くように助言を行っていますので、そういった部分はソフト事業と言

えるのではないかと考えております。以上です。

御室会長

はい、ありがとうございました。

それでは、今のお二人の見解を踏まえまして、委員の皆さんから質問をお願いしたいと思います。どなたか。はい、前嶋委員どうぞ。

前嶋委員

最初に、スライドで説明していただいた中で、もともとあったアクトシティ運営財団が文化協会と合併して、今の文化振興財団になったという経緯を説明していただいたのですが、設立目的ですが、このアクトシティ運営財団の時代と今と、どこか変わったところはあるのでしょうか。

村木市民部文化振興担当部長

はい。文化振興財団という名称どおりですので、アクトシティ運営財団は、アクトシティにおける文化振興が主なところではありましたが、文化協会と統合しまして、より一層幅広い文化振興をしていくということですので、基本的な文化振興の担い手というところでは、変わりはないかと思っております。

前嶋委員

そうすると冒頭の説明にあった、優れた芸術・文化の提供、交流、創造、発信、こういったことはアクトシティ運営財団のときから一緒だった。こういうことですね。

それで、先ほど総論のところでも少し出たんですが、外郭団体のスリム化というか、効率化を図るという意味で、統合したり廃止をしたり、そういう流れの一つとして文化協会等と一緒にってきたと思うものですから、その中でこの設立目的、今の設立目的に本当に合っているかどうか、今アクトシティの説明は詳しくしていただいたものですから、私もアクトの施設については、浜松の顔だと思っていますので、有効活用していただければと思っておりますので、ぜひ今後も積極的な活動、企画運営をお願いしたいと思うのですが、特に、例えば文化協会から受け継いだ施設にクリエート浜松がありました。ここの件で、本当に先ほどの基本方針、「育てる・交わる・創る・伝える」こういったことが活かされた事業をしているかどうか。どんな目標を設定して、どういうふうなクリエートの管理を今、指定管理者として受けていらっしゃるのかということをご説明いただけないですか。

村木市民部文化振興担当部長

はい。クリエート浜松ですが、市民団体が文化活動をする場、そして生涯学習の展開の場という目的で、施設を設置しています。このクリエート浜松は、半分以上は文化団体が使用をしているところですが、その多様な文化団体が活動するところではありますが、文化団体の中には、高齢化によりなかなか脆弱になってきたり、あるいは解散を余儀なくされたり、あるいは新しい展開を求めている団体などもあります。そういう団体なども含めまして、クリエート浜松で活動をしているところですが、文化振興財団の役割の一つといたしまして、そういった文化団体の中間支援というような目的もあるかと思っております。クリエート浜松での活動を、文化振興財団がこの施設を管理することにより、様々な相談事業も展開をしているところです。

例えば、イベントの進め方とか、その計画、あるいはそういったところに文化振興財団のノウハウを提供しているところでもあり、また活動が継続できるような支援をしているところですので、そういった受付業務などを通して、いろいろな活動をクリエート浜松で展開することによりまして、市内の多様な文化団体の活動が、より一層活発になっていくところはあるかと思っております。

前嶋委員

確かに先般、クリエートの利用状況の資料をいただきまして、どういう団体がどういう内容で、このホールや施設を使っていますという資料をいただきまして、だいたい文化団体の利用率も全体の3分の2以上ということで、まあ目的どおりの人たちに貸し出しをされているなどというのは分かるのですが、ただ、もともとこのクリエートというのは、そういう目的でつくられた建物ですから、本来、目的外で利用してはいけないわけですので、別にそこを管理するのは、文化振興財団がやらなくても、貸ホールのルールですからそんなに難しいことはないと思うんですね。

でも、それを文化振興財団が、いや、私たちがやる価値はこういうところにあるんだということを、少しいただいた資料からだけでは、なかなか読み取れなかったものですから、例えばいくつか、6月でも7月でも、できるだけ近いほうがよいと思いますが、ある団体にこういうホールを貸したと。そうしたら、ただ貸すだけじゃなくて、私たち財団はこういうことを、この借りた人たちに対して支援をして、更にその団体の文化振興に役立っていますよというような具体例を、一つか二つで結構ですので、どんな利用団体がどんな形で使った。それに対してどういうふうな支援をしていますと。だから私たちの事業としては適切ですということを、分かりやすく説明していただきたいのですが。お願いします。

村木市民部文化振興担当部長

はい。平成23年度事業ということでよろしいでしょうか。例えばですが、長年にわたってクリエート浜松で活動してきた合唱団、こうしたところが高齢化のため参加者が減少いたしまして、解散を余儀なくされてきたと。そういった中では継続を求める声も多かった。そういったことで、財団が、このクリエート浜松において、合唱講座というものを開催しまして、新規参加者を募ったところ。この講座に対してかなりの人数の新規参加がありました。こういう新規参加者と合唱団とを結びつけて、その合唱団のメンバーを増やし、解散には至らなくなったというようなところも、一つの支援かと思っております。

それから、例えば少数のアンサンブル団体がある一方で、大規模な団体はなく、これを望む声もあったわけです。こうしたところについて、クリエート浜松の施設の中で、こういった場所でこういう活動が展開できるのではないかといいようなところですね、練習会場とか、練習日の設定、そういったところもアドバイスをいたしまして、参加者募集の告知など、そういった団体の立ちあげ、そういったところも支援をしているところであり、こうしたことにより、かなりの人数が集まり、小規模から大規模の団体に成長してきたというところもあります。

そういったところでよろしいでしょうか。

前嶋委員

はい。よく分かるのですがね。大変立派な活動、事業だとは思いますが、アクトシティのホールなどを使って何かをやるのとは違って、ここは普通の部屋ですよ。何を言いたいかというと、先ほど総論のところでも言いましたが、ホールを貸すとか貸さないとかという維持管理のための管理ではなくて、今おっしゃるようなことであれば、別にクリエイートを切り離しても、企画だけ、ソフトだけ財団でやって、こういうことはたまたまクリエイートのあの場所がいいのでそこでやるというふうな形で切り離せば、もっと本来の、何度も言いますが、説明していただいた文化振興の設立目的に近くなるのではないかと思います。ほかにもあるかもしれませんが、せっかく統合してスリムになりかけた外郭団体なんですけど、前の事業をそのまま持ち込んで、本来の文化振興財団がやるべきような事業ではないものもやっているような気がするんです。今説明したことは、クリエイートの貸館業務とは切り離しても、十分私はできると思うものですから、もし、いやそうではないよと言うんだったら、その理由を説明していただきたいのと、そうですねとっていただければ、今後、改革プランの中で切り離しを図って、次年度の、次回の指定管理には応募しないとか、こういった形を進めて行ってくれると、我々の答申にだんだん沿っていくような気がするんですが、その辺はどうでしょうか。

村木市民部文化振興担当部長

施設を、例えば部屋とかホール、そういったところを現在あるがままに、そのまま使うということであれば、そちらに常駐する必要もないかと思っております。しかしながら、先ほど申し上げたような中間支援のようなものは、そこに常駐をいたしまして、団体の受け付けなどを通して的確なアドバイスをするということで、よりいっそう効果が発揮されるものではないかと思っております。

しかしながら、財団の今後の指定管理につきましては、財団の果たすべき使命、そういったものを、再びそういった原点にかえりまして、その施設でその本来の使命が存分に発揮できる場所、こういったところを見極めてまいりたいとは思っております。

前嶋委員

はい。今、常駐という言葉が出たものですから、少し念を押しておきたいのですが、常駐するのであればそれなりの頻度で、例えば毎日とか、二日にいっぺんとか、今おっしゃったような企画のイベントが行われていけば常駐と分かるのですが、月に一度とか何か月に一度、まあイベントですからだいたいそうですね。毎回なわけではないですから。その辺を明確にしていいただければ常駐しても構いませんが、この辺を見直していただいて、やっぱり常駐しなくてもいいとなれば、ぜひ改革を進めていただきたい。以上です。

御室会長

岩田委員、どうぞ。

岩田委員

岩田です。今の話に関連しまして、市からの説明を聞いていますと、いわゆる音楽関係、それからアクトシティ、特に音楽関係の活動、文化活動について力を入れてらっしゃるのかなど。そうすると行革審のスライドの中で、指定管理施設 12 施設の一覧というのが1と2であるのですが、この中

には浜松科学館、復興記念館、天竜壬生ホール、木下恵介記念館、音楽関係とは、私の感覚ではかけ離れたものが入っていると思うのですが、資料としていただいた中に、財団の方がこれらの施設について、何人の人を割いているんだろうという、担当業務別の従事人数表という資料をいただいたのですが、これを見ても、例えばこども館は5人が財団の職員で嘱託が13人、浜松文芸館は財団の職員ゼロで嘱託3人、旧浜松銀行協会は財団の職員ゼロで嘱託3人、天竜壬生ホールは財団の職員ゼロで嘱託1名、教育文化会館・復興記念館は財団職員が2名で嘱託2名、そうすると、外郭団体がなぜいいのかと言ったら、ノウハウが蓄積されていて、蓄積されたノウハウを利用できるから外郭団体に出しますという、市のご説明がありました。でも実際問題、ゼロのところは、嘱託だけしかやっていないというところは、どうやってノウハウを蓄積され、そしてそれをどのように活用されているのかをお聞きしたい。

村木市民部文化振興担当部長

財団の職員につきましては、当然ながら財団全体で経費の節減とか、そういったものも図っていく必要があるかとは思っております。そういう中で、嘱託、再任用等で可能なところは、そういった配置をしているところですが、さりとてそういう人員が、ノウハウが無いというわけではありません。そういったところを十分に備える職員というか、そういうものを配置しているところです。

岩田委員

そうしましたら、嘱託の場合、ノウハウの伝承と言いますか、それはどのようにされているのでしょうか。しかも天竜壬生ホールは1名しか嘱託がいない。だから経費削減等をやっているのですが、私からすれば、基本的には施設管理だけしかやっていないのではないですか。それも再委託等でやっているのではないですか。外郭団体の総論の説明の中で、市は、設立目的を毎年検証していると発言されましたが、このところは検証しているのでしょうか。

齋藤浜松市文化振興財団常務理事

その前に財団から、ノウハウの継承について説明をさせてください。先ほど岩田委員が例示で挙げられた文芸館ですが、嘱託が3人しかいません。ここは民間企業さんが参入してくれなかったんです。なぜかと言いますと、その中で行う講座だとか、一番メイン事業になりますのが『市民文芸』という文芸誌です。これを市内全域から募集して、審査員の先生を選んで評価して、優秀なものをまとめて本にするというのが、昭和20年代から続いておまして、それは財団が、文化協会から引き続いてやっている事業です。

こういったものは、その財団のたとえ非常勤職員であろうとも、みんな意識がありますので、ノウハウを継承していく。その部門部門で先輩が後輩に引き継いでいくことをやっております。

岩田委員

今のお話ですけれども、中にはほかの民間企業、まさに民間では無理のものということでよろしかったですね。そうすると、本当にそれを伝えたいんだったら嘱託ではなく、財団職員でなぜ引き継がないのか。そこまで仕事のボリュームがないのかなという気もするし、そこら辺をお聞きしたいんですけど。

齋藤浜松市文化振興財団常務理事

正規職員でなければできない仕事もありますし、非常勤職員でも、おかげさまで優秀な職員がおりますので。今、非常勤の募集を例えば 10 人しますと、200 人ぐらいの応募がありますので、それぞれ資格を持った人たちが、極端なことを言えば、司書さんだとか、学芸員の方だとか、非常に応募がありますので、そういう点の人材の観点で見れば、うまくローテーションで回していく、先輩から後輩へつないでいくということをやっているならば、必ず私どもでも成果を出せると考えています。

岩田委員

はい、ありがとうございます。

あともう一つですが、市の資料で、最後の経営健全化計画の具体的取り組みの2番目、コンベンション誘致活動をしますと、こういうお話があるのですが、市の外郭団体には浜松観光コンベンションビューロー、この設立目的は、特に浜松でのコンベンションを誘致しますよと。これはどこまで行っても総論が絡んでくるのですが、ここのところでコンベンションビューローと、浜松文化振興財団さん、同じ目的でやっているのですか。ここのところというのは、どういう棲み分けをされているのですか。

村木市民部文化振興担当部長

展示イベントホールですが、こちらは、アクトシティの中にありますので、現在その指定管理者である文化振興財団が管理しており、この稼働率についても向上させる必要があるかと思います。非常に大きなコンベンションなどが開催されるスペースを持っておりますので、内容としましては、学会とか、あるいは、そういった企業関係が使うことが多くなっております。ビューローのほうは、そういったところを実施をする目的で、文化振興財団のほうは、アクトシティの稼働率向上、そういったところも含めまして、両方で共同してセールスなどに取り組んでいるところです。

岩田委員

何が言いたいかという、そういうのがあれば、コンベンションビューローが振興財団と統合されてもいいのかなど。ふとそう思った次第です。

齋藤浜松市文化振興財団常務理事

財団から一言追加をさせていただきたいのですが、ビューローさんと本当に協力関係ができておまして、ホールセールという名目で、学会でありますとか、そういった団体のところへ出掛けに行って誘致をします。うちの目的はアクトシティの稼働率向上、ビューローさんは浜松市にそういった学会等を誘致して、地域の活性化を図りたい。目的が合致しているものですから一緒にやっております。

おかげさまで、徐々にではありますが成果が出ておまして、例えば 23 年度で言えば、大型のコンベンションで、300 人以上の方が出席するコンベンションが 23 件で 8 万 2,000 人ということで、これは全部宿泊を伴うイベント等で成果が上がっています。

前嶋委員

さっき私が質問したのと関連があるんですが、やはり今聞いていると、財団が実施する事業、先

ほどの文芸誌の募集ありましたね。これは民間がやらないからというのは分かるんですけども、事業と文芸館の施設を管理するというのは、私は別だと思えます。文化振興財団は別に文芸館の施設管理を受けなくても、その事業だけをやろうと思えばやれるわけじゃないですか。

今の理論からすると、文芸館が何らかの理由で壊されたら、その事業はなくなるのかというと、そうじゃないと思うんですね。いい事業はどこかが受け継いでいかななくてはいけない。せっかくいろいろ外郭団体の改革で進めていくんですが、やる事業が建物の管理と一緒にないといけないみたいな感覚でご回答いただいているものですから、私はそうじゃない。文化振興に係る事業は、別にアクトの中の事務所にいたって、アクトとクリエートは少し離れてないじゃないですか。文芸館も浜松城公園の中ですよ。そんなに遠くないでしょう。何でそこにさっきの常駐をしてまで、そこにいてまでやらなくてはいけないのかと思うものですから、この辺をもう少し、ばさばさと合理的に、事業に特化するほうに知恵とか人とか資源を集中していただいて、何かもう少し効率よく、やらなくていいことは、ほかにやってくださいと言って、合理化が進められないのかなと思ったものから、さっき質問で同じような答えが出たので再度させていただきました。

御室会長

はい、神門部長。

神門財務部長

指定管理者制度の総括を担当している私、財務部長の神門ですが、その立場からお話をさせていただきたいのですが、今文化振興財団が受けているところの指定管理の施設は2種類ありまして、先ほどの一覧表があると思いますが、この中で非公募のもの、上の二つですね、それぞれ以外というのは、市の立場としては明確な違いがあります。市の立場としては、非公募にしているということは、文化振興財団でなければならないと市が判断したものであります。ですので、それ以外のものは、市としては文化振興財団でなくてもいいという判断をしているものです。その上で、公募をして、いくつか文化振興財団しか手を挙げなかった施設もあるし、そうでない施設もある。その中で選択をして文化振興財団を選んでいるということですので、絶対一体的でなければならないと考えているのは非公募のものだけという判断を、市はしているということになります。

前嶋委員

だとすれば、別に施設管理に手を挙げなければいいと私は思うんです。挙げない代わりに、その事業は文化振興財団がやるべきなので、この事業だけはやらせてくださいと。だから施設管理と事業運営とは切り離せば、もしかしたら、先ほどの文芸館の例でいうと、いろいろ難しい文化事業がくっついているので、施設管理はできないなど。けれどもその事業の専門的なものがなければ、もっと安く民間が手を挙げてくれる可能性が、私はあると思うんです。だから何で建物と事業がくっついていなければならないのか。ここを踏み込んでもらえれば、もう少し違う角度で、指定管理の応募者も増えてくるかもしれませんし、あるいは専門的なノウハウが、もっと効率よく活かせるのではないかと、こういうふう思うものから、神門部長さんのおっしゃることは分かりますよ。そういう今は仕組みなので。だけどその仕組みを変えていかないと、良くならないじゃないですか。僕は、

せっかく文化振興財団は優秀な人がいて、いい事業に一生懸命になってくれているものですから、その部分をもっともっと伸ばしていただいて、本来そうではなくて、別の人でもできるところは、別の能力のある人にやってもらうように、建物と事業を切り離れたかたちでの、文化振興財団さんに関していうと、指定管理に手を挙げるのをやめて、すみません、この事業だけは、お金はいりませんとは言いませんが、事業運営費だけはいただきますが、それ以外の施設管理は遠慮させていただきたいと、そういう受け方ができませんかというのを、積極的に市と交渉をしていただければ、もっともっと、まさに文化振興財団らしい財団に、私はなっていくと思いますので、ぜひ検討をよろしくお願いします。

御室会長

はい。それでは時間も押しておりますので、一応、今の前嶋委員の発言も踏まえて、少しまとめをしたいと思っております。

それでは一度、文化振興財団の設立目的、これをもう一度、おさらいをしてみたいと思います。スライドを出していただけますか。設立目的というのは、優れた芸術、そのほかの文化の提供、交流、創造、発信を行う。並びに市民・地域の芸術文化活動の支援を通して、市民文化の向上および地域社会の活性化を図る。まさにこれ原点のことが書いてあるわけでありまして、これを見る限り、どこを捜しても施設の管理を行うとか、貸館業務を行う、こういう言葉は当然に出てきていないわけでありまして、やはり文化振興財団としては、アクシティを含めた施設管理、あるいは貸館業務に貴重な人材、あるいは時間を投入するのではなくて、その経営資源を本来目的の事業、まさに先ほど前嶋委員が発言をしていたようなこと、それを投入すべきではないか。そういうふうに使っております。

また、ソフト事業を実施するについては、当然無駄を排して効率的な運営を目指すとともに、立ち位置をしっかりと、市民と行政、市民と市民の間を取り持つ中間的な組織として、今後も重要な役割を果たせるように、ぜひ人的ネットワークを、よりいっそう充実してほしいということが、まとめにいただければというふうに使っております。

それでは次に、最後のテーマといたしまして、まちづくり公社に移りたいと思います。

第3次行革審の最終答申では、まちづくり公社は平成 25 年3月末までに解散をするという提言をいたしました。この答申に対して、市はどのようにお考えになっているのか、その点がはっきり分かるように、ご説明をよろしくお願ひしたいと思います。村田部長お願いします。

イ（財）浜松まちづくり公社

村田都市整備部長

担当の都市整備部長、村田です。パワーポイントを使って、私から説明をしたいと思います。

団体の基本情報ということで、簡単に触れます。設立は昭和 37 年4月、設立目的は、市民主体のまちづくり活動を支援するとともに、都市整備事業の促進を図るとしてあります。基本財産は、4 億

3,780 万円、市の出資並びに出捐額が 1 億 1,000 万円、25.1%の比率になっています。役員数は、常勤で市派遣者が1人、非常勤が7人、評議員8人、職員数は常勤が 19 名、嘱託が5名で 24 名です。主な事業は、土地区画整理組合の運営支援並びに公共施設の管理・運営です。

次に、市から支援の支出についてまとめたものですが、平成 23 年度決算見込みで 7 億 600 万円。その内訳としては、補助金、負担金等で 4 億 3,100 万円。これは、主に市が損失補償をしている借入金の補助金です。委託料は 1 億 6,900 万円、うち随意契約が 1 億 5,800 万円。これは浜松駅前広場の運営委託費が主なものです。指定管理料は 1 億 600 万円で、市営駐車場の指定管理料です。

決算状況は、平成 23 年度の資産が 35 億 3,300 万円、負債が 21 億 7,100 万円、正味財産が 13 億 6,200 万円。平成 22 年度の 14 億 4,400 万円と比較すると、8,200 万円減ですが、これは平成 22 年度に希望退職を募り、特別退職金の支出を経常外で処理したものです。経常の収益は、平成 23 年度は 1,900 万円の増益となっています。

以上、基本情報を説明しましたが、その次のページをお願いします。

答申、それと公社の今までの経緯を簡単に触れた後、答申に対する対応を説明します。平成 22 年4月に(財)浜松まちづくり公社並びに(財)浜松市建設公社が合併し、基本財産が、4 億 3,780 万円、市の出捐金は、1 億 1,000 万円となっています。

合併時、役員が 18 名いましたが、現在は8名、正規職員 30 名だったのが 22 年 4 月には 28 名、非正規職員が 30 名だったのが 22 名。さらに、昨年度に希望退職を募ったため、今年度からは役員が8名、正規職員が 19 名、非正規職員が5名という状態になっています。

次に、合併後、公社として取り組んできたことです。経営改善への取り組み、大きく経費の削減、収入の確保、経営管理の改善を行ってきました。

職員給与等の見直しについては、希望退職を平成 23 年度に募りまして、プロパー職員9人の減。契約社員は再雇用だけにして、17 名減らしました。また、手当や給与体系等も見直しを行い、年間約1億円の人件費の削減を行いました。

次に、委託業務の見直しについては、経費の削減を図る上で、一般競争入札の導入を図りました。また収益事業の確保ですが、平成 24 年から、市営駐車場の指定管理の継続並びに北部地区の市営住宅の指定管理を受託して、収益事業の確保を行っています。また、経営管理の改善ということで、事業別の収支を明確にしてきたところです。

以上の経常収支の健全化を進め、当期の経常増減額をプラスに転ずることができました。

続いて答申への対応です。平成 23 年 10 月の行革審の答申では、三点のご指摘をいただいております。一点目については、平成 25 年3月までに解散すること。ということですが、これに対しての市の考え方は、組合区画整理事業支援に係る継続性の責任を受けて、一層の経営合理化、効率化を図り、非営利型一般財団法人に移行するということを考えています。区画整理事業というのは都市計画事業の一環として事業化されており、その手続きから、地元との関わり合いが深く、調整を要する専門的な業務です。公社はこの一連の流れを一貫して行うことができるということと、公

社は地権者の皆さん方との交渉等、民間事業者ではなかなかできない業務を、公平・公正に行うことができるため、存続させていきたいと考えます。

また、公社は平成 25 年4月から、一般財団法人に移行するように、現在、県と調整を行っており、移行した後もまちづくり事業等の公益事業を積極的に展開していくことも考えています。したがって、区画整理事業支援は公社独自の業務として、責任を持って継続し、非営利性が徹底された非営利型一般財団法人に移行することで、公益目的支出計画に基づいて、継続して公益的なまちづくり事業を展開して、浜松市に貢献をしていきたいと考えています。

次に、答申の二点目です。市は損失補償の対象となっている公社借入金の整理方針を作成すること、について、市は借入金の早期返済に向けて、財源の調整を行います。本年度末で借入金の元金の残金の見込としては、約 14 億円となっており、現在の償還計画では平成 30 年に返済が終わりますが、これをできるだけ前倒しをするように、関係部局と調整をして、早期返済に向けて努力をしていきたいと考えています。

三点目ですが、雇用の問題について。これは対応が公社の存続ということで、解散をする場合が主なところですが、いずれにしても平成 23 年に希望退職を募って削減を行っており、その雇用対策については公社側で努力すると同時に、市も情報提供を行っていきたいと考えています。

この答申への対応のまとめとして、公社の今後のあり方です。基本的に、公社運営に係る市の関与をなくして、外郭団体から離脱する方針と考えていまして、市の関与を解消するために、市の出捐金等 1 億 1,000 万円を対象に返還を早期に検討して、出資比率 25%以内にしていきたいと考えています。また、補助金として交付している損失補償に対しての借入金については、先ほどご説明したとおり、早期に返済するように調整をしていきたいと思っています。

3番目ですが、随意契約による委託業務の発注を取りやめる方向で、関係部局との調整を行い、取りやめる方針を示しています。

4番目ですが、現職の市職員の派遣等を行わないということで、退職職員の斡旋も、ごく当たり前ですが、行わないということで、これによって、基本方針に基づいて市の関与を解消していきたいと考えています。

最後ですが、今後の取り組みとして、公社は都市整備事業として、組合区画整理事業の支援は継続をしていくと同時に、公社の持つ専門性や技術力を活かして、新たな事業を市民の要請に応じて実施していきたいと考えています。

施設管理事業は、公益目的事業を確実に実施していくため、公社の財政の基盤を支えるものであり、今後も指定管理業務や業務委託等を継続して受託できるよう公社として努力をしていきます。

次に、市民のまちづくりを支援するまちづくり事業については、公益目的支出計画に基づいて、充実したまちづくり活動を積極的に展開していきます。

最後に、健全な公社運営ができるように、経営管理をいっそう進めていきたいと思っています。

参考でお付けしたのが収支予測です。平成 22 年合併時から 23 年の実績、28 年までの予測です。収益の部分は先ほど区分を明快にしたということで、都市整備事業、施設管理事業、まちづく

り事業という区分をしています。

都市整備事業は区画整備事業の支援が主なもの、施設管理事業については、公共施設等の管理等が入っています。まちづくり事業については、平成 25 年度以降は公益目的支出計画によって進めるため、収入は計上していませんが、それに係る経費については、費用の中に計上してあります。期末の正味財産額を見ていただくと、安定的な経営が期待できるのではないかと考えています。説明は以上です。

御室会長

はい。どうもありがとうございました。

それでは、委員からの質問をお受けしたいと思います。はい、岩田委員どうぞ。

岩田委員

3次行革審の答申、「公社は平成 25 年3月までに解散すること」に対する市の答えは、解散はさせません。ただし一般財団化するので、外郭団体からは離脱すると。市の基本的な考え方として、それでよろしいですか。

村田都市整備部長

答申の1については、基本的には一般財団法人で存続をさせたいというのが答えです。最終的なまとめとして、公社の今後のあり方としては、外郭団体から外れるように調整をしたいと考えています。順番として、公益法人の制度改革への対応があり、そちらのほうをまず取り急ぎ進めていきたいというのが答えです。

岩田委員

外郭団体総論の中で、外郭団体改革プランのPDCAで、最初に設立目的の検証があります。第3次行革審では、区画整理事業等がなくなってきたということで、浜松まちづくり公社の設立目的が希薄化しているということ。つまり、改革プランの設立目的の検証で、これが当てはまらなくなったから解散をすべきではないかという答申をした、と私は認識していますが、そのところは違うということよろしいですか。

市が決めたPDCAの検討事項のところでは、設立目的の検証について、これは問題なしという結論に達しているということよろしいですか。

村田都市整備部長

設立目的の部分については、市民主体のまちづくり活動を支援するということと、都市整備事業の促進を図るという目的ですが、ここの部分は今、岩田委員がおっしゃったように、今後、区画整理事業そのものは拡大傾向にあるわけではなくて、縮小傾向にあると認識をしています。ただ、現在継続事業のものが5地区あります。皆さんご存じのように、区画整理事業というのは、最初のまちづくりという発想から完工まで、大変時間がかかります。そこまで公社の使命は残っており、一般財団法人として最後の終結までは責任を持ちたいというのが一点目です。

それと市民主体のまちづくりについて、これはなかなか目に見えるような形にはならないわけですが、浜松地域の中でいくつかの動きがあります。それについて、まちづくりに対しての市民の皆

さん方の熱意等を継続させる意味でも、ある程度、面倒を見ていく必要があるということで、目的そのものは、今でも継続していると考えます。ただ区画整理に関して縮小気味であることは、事実です。

岩田委員

そうすると、市としては、土地区画整理については縮小しているが、未だ設立目的が存在するということですね。では、なぜここで外郭団体から離脱するのか、逆に私には分からない。一般財団化しようが何をしようが、外郭団体として市が認識して関与することに対しては、別に市は問題ないわけですよね。設立目的で区画整理事業という特殊な事業をやっています。その区画整理事業をほっぽり出して、別の団体にやってくれと言ってもほかの団体にできるはずがない。それが片付くまでは外郭団体としてやるべきだということが市の答えであるならば、私も、それはそうですねと個人的に考えます。けれども、ただいまの話だと、残しておかなくてはいけないから、でも一般財団にして外郭団体から外せば、それで形は済むということは、違うのではと思います。

この改革プランは、あくまでも統廃合するか存続させるかではないのですか。このまちづくり公社というのは、そこら辺のちょうど端境期に出て来たものであるということからすると、一般財団化して、外郭団体から離脱します、だからもう市とは関係ないですという話とは違うのではと思います。市は今後も公社に関与せざるを得ないですよね。

質問ですが、この委託料の随意契約というのは、この内容は何になるのですか。

村田都市整備部長

先ほども触れましたが、平成 23 年度の委託料 1 億 5,800 万円は、駅前広場の管理です。

岩田委員

ということは、駅前広場の管理委託契約を随意契約から外してしまう、ということですね。公社が駅前広場の施設部分を一部所有しているために、どうしても随意契約にせざるを得ないという話を、第3次行革審のときに聞きました。

一般財団化をした時に、この部分は、委託の随意契約をやめるとおっしゃっていますが、どうやってやめるかというのも、既に考え始めているのですね。

村田都市整備部長

はい。先ほど言ったように、市としては、公社の使命がすべて終わったわけではないという認識があります。ですから、まず一般財団法人化を進めていく中で、特に駅前広場については、昭和 40 年代からずっと、市民の皆さんの悲願であった南北交通の整備、均衡ある発展のために、東海道本線の高架事業並びに周辺の区画整理事業で造られたものです。そのときの仕組みの中でつくられた施設であり、それぞれの役割分担の中で進めてきました。しかし建築後、大変な時間がすでに経過しており、現在、市の中で、地域の皆さん、交通事業者、鉄道事業者の皆さんのご意見を聞きながら、駅前広場の改良構想を検討しているところであります。この計画は長期スパンになるものですから、その中でこの駅前広場については整理をしていく必要があるだろうと認識しています。現在の資産の所有のあり方とか、整理をする必要があり、そこが整理できれば当然外郭

団体から外れていっても構わないということです。今後、これらを検討していきたいとご理解いただければありがたいと思います。

岩田委員

はい。ということは、今のお話を聞くと外郭団体から外れるのは 10 年、20 年後かということですね。そういう長いスパンで考えており、今のところは当分、外郭団体からは外れないという考え方でよろしいですか。

村田都市整備部長

すみません。私の言葉足らずで申し訳なかったですが、今の随意契約のあり方について、所管課のほうとも調整しながら、業務の発注をする箇所だとか施設の範囲だとか、発注方法について調整をしていく中で、随意契約を外せるような方法を同時並行で検討していきたいと考えているところです。

ですから、そこが整えば外郭団体から外れるというベースができると認識しています。

岩田委員

一般財団化を進める中で、公益目的支出計画で、この施設を市に寄付してしまうのが一番簡単なのかなと、私は思います。どうするかは、公社と市でご相談ください。

あと一つ言いたいのは、先ほどの話の中で、出資比率を 25%以下にすれば、外郭団体から外れ、市の関与は外れるということですが、私からすると 25 以上と 25 以下、例えば 24.9%だったら外郭団体ではなくて、25%なら外郭団体であると・・・、このコンマ1%の差で変わるというのは、何となく納得ができない。だから外郭団体から外れるのであるならば、やはり出資比率はゼロにするべきだと私は思いますので、検討をお願いしたいと思います。以上です。

御室会長

はい、山崎委員どうぞ。

山崎委員

再確認になるかも分かりませんが、一つずつお聞きしたい。公社は市の外郭団体から外れるということでいいですね。村田部長。ここに市の関与を解消すると書いてありますが、外れるということでもいいですね。

村田都市整備部長

基本的な考え方になっています。

山崎委員

基本的とかそうじゃなくて、外れるということでもいいですか。

村田都市整備部長

はい。

山崎委員

いいですね。市の外郭団体から公社は外れると。それで今、岩田委員が話していた出資が 25%以上の状態を解消するという。この言葉も非常に分かりにくく、これは市の出資はゼロにす

るということでもいいですか。

村田都市整備部長

はい。現在1億1,000万円を出捐・出資していますが、これをゼロの方向で、現在検討していません。

山崎委員

「方向」というのは、ゼロにするという方針で行っているという解釈でいいですね。

村田都市整備部長

市のほうはそういう方針でいます。

山崎委員

はい。ゼロにする方針で市は行っていると。

村田都市整備部長

はい。

山崎委員

そうしますと結論的には、市の外郭団体ではないということ、出資もなくなるということで解釈してよろしいですね。

それから、先ほどから出ている、公社が駅前広場の一部の施設を所有している件ですが、私は、これを市もしくは事業者売却すべきと思います。将来的に駅前を再整備する計画があるなら、なおさら売却して、すっきりする方がよいと思います。この資産による賃貸収入で相当な利益が出ており、そのために所有を継続したいということによく分かります。しかし、この際、市に売却し、足りない部分をほかの点で補ってもらおうとか、どんぶり勘定ではなく、はっきりしたほうが、私はいいと思います。

個人的に、行革審の委員を3年やっていますが、外郭団体から外れるということは、非常によい答申への対応方針を出していただいたと思います。本当にいろいろご苦勞があったと思いますが、あとは残る従業員が大変になるわけですから、きちんと雇用を守るようにしてください。

それから、もし仮に収益源を市に売却すると、どうしても赤字になってしまって、参考資料では、正味財産が13億6,200万円を維持されるような計画ですが、この辺も事業計画でどういうふうにするのかきちんとしてください。先ほど言ったように一般財団になる際の正味財産の分配方法、つまり公益目的支出計画については、既に公園緑地協会、清掃公社の事例もあり、団体ごとに事情があるかと思いますが、それらの理由付けをきちんと行ってください。財団に補てんする部分、正味財産としてその団体が公益事業に使用することは、市民が納得できる部分であるなら、私は構わないと思います。

そういう意味で、今後よくご議論し、よりよい方向で行ってほしいと思います。以上です。

御室会長

はい。ありがとうございます。山本委員さんどうぞ。

山本会長代行

山崎委員が褒めましたけど、珍しいことです。

それで、今後のあり方という話で、方向性はだいたい確認はできました。要は一般財団法人にして外郭団体から外す。出資はゼロにする。随意契約はやめる等々ですね。これらをいつまでに実現するのですか。先ほどの話ですと、今継続中の区画整理支援事業があるということで、中瀬南部地区が平成 30 年度以降終了と、資料にあるのですが、そこまでは現状のままと考えているのですか。それとも、答申にあるように24年度で解散というのに沿ってやるのか、どういうスケジュールを考えているのですか。

村田都市整備部長

はい。工程スケジュールの話ですが、いずれにしてもまちづくり公社の外郭団体から離脱をしていく方向の部分については、まず調整すべきところがありまして、これはできるだけ早くしたいと考えます。

山本会長代行

それはいつになるのですか。できるだけ早くというのは明日なのか、来年なのか。できるだけ早くというのは、人によってみんな解釈が違うわけです。10 年後だってできるだけ早くかもしれないし、やはり何か目標を決めて、ターゲットというか、やることを決めたら、いつまでにというのは当然出てくるべき話でしょう。そうしないと成り行きでいったら今のままでずっといってしまふ。

それから今、山崎委員が言ったように、解散というか、外郭団体から外れるような話になったら、行革審でのテーマなり、審議の項目から外れていく可能性が大きいですね。そうすると、ずるずると現状のまま流れてしまって、村田部長がいなくなってもまだ引きずっているかもしれないから、なおさら、期限を切って、まず目標として、いつまでにこのを決めるべきだと思うのですが、どうでしょうか。

全般的に、言わせてもらおうと、その辺は悪く言えばずるさというか、取りあえず行革審へは対応方針だけ示して関門突破をし、後はずるずる現状のまま、と疑わざるを得ないケースも多いものだから、あえて言ってくださいということです。

村田都市整備部長

大変申し訳ございませんが、こういう方向性だけはきちっと内部で確認をしたのですが、「期限はいつまで」ということについては、今後、内部で調整することが多いため、改めて、委員の皆さん方にはお伝えをしなくてはいけないと認識しています。ここではご勘弁をいただいて、できるだけ早くという認識を私は持っております。

山本会長代行

資料から見ると、平成 30 年ぐらいか 28 年か、それぐらいが期限のターゲットかなと思います。そのあと4、5年かかるのかもしれませんが。

この表でいくと、都市整備事業は平成 28 年度では 5,000 万円ほどになってしまう。施設管理事業というのは、主に先ほどの駅前広場の話で、これも随意契約から外れたら、ほとんど収入がなく

なる話です。以前、柴田理事長に、「この計画であなたはこの公社を運営していけるのですか」と質問しましたが、収入がなくなれば当然に事業継続はできないことになります。そういう面も考えたら、じり貧になるまで行かずに早めに決断するほうが、いろんな面で、皆さんが幸せじゃないかと思えます。なるべく早くというのは、遅くても平成 28 年、できればもっと前倒しでお願いをしたいと思えます。

御室会長

はい。ありがとうございました。

委員の皆さんよろしいですか。はい、水谷委員。

水谷委員

私は行革審の委員になるのは初めてでございますので、過去の経緯を知らずに言うてしまうかもしれないですが、公社ではなく市にお聞きしたいと思えます。

答申への対応1に書いてあることをきっちり読み込むと、これは官が相当前に出てやってくれないと、対象市民としては非常に不安だなと思うことがいっぱい入っています。これに対して、公社が出してきた先ほどの今後のあり方の中で、外郭団体から離れる、市の関与を解消するということは、これらと矛盾し、ギャップがありすぎると思えます。ここに至る過程なりを含めて、現在これをどう解釈するのか、この部分を教えていただけますか。

村田都市整備部長

区画整理事業そのものが都市計画事業で、地域の皆さん方と一緒にやっていくときに、行政側がどれだけ関与するかというところにつながるのかという質問でよろしいですか。

区画整理事業については、市全体でいろんな都市機能を充実させるために行う公共団体施行の区画整理事業と、多くの地権者の皆さんが集まり、地域の宅地を正常化したり道路をつくったりという民間の組合施行の区画整理事業と、大きく分けて二種類あります。

組合施行の区画整理事業は、宅地供給という市の施策として進めるべきものを補完するものとして、市が組合に助成金等を出してきた経緯があります。先ほどお話ししましたように、今後さらに土地の価格が下落したり、開発が縮小していく中で、区画整理事業もだんだん少なくなっているという実態があります。

駅周辺の土地区画整理事業のように交通結節点の強化など、街としての機能を強化しないといけないときには、公共団体施行という形で進めている事業もあります。

公社に関しては、組合施行の区画整理事業の支援について、その当初の手続きから地権者の皆さんとの調整、総会の開催など一連の流れとして最後の換地処分まで遂行できる能力をもっているため、これは従来どおり進めていただきたいという事です。

市はその区画整理事業を認可指導するという立場にありまして、直接に市が出て行くということは、組合施行の区画整理事業ではありません。ですからその切り分けで考えた場合、公社は現在やっているものを、きちんとやっていくべきだという話になります。そういう整理をしています。

今後、これらの区画整理事業が少なくなっていく中で、市との関わり合いが大変希薄にはなって

くるだろうということです。先ほど山本委員からご指摘頂いた平成 28 年ということですが、この頃には都市整備事業は少なくなっているのです、そういう状況を踏まえているということでご理解いただけたらありがたいと思います。

水谷委員

なかなかダイレクトには分かりづらいですけども、いずれにしてもそんなに齟齬(そご)をきたさない、あるいは市民から見て、市当局は腰を引いているとか、悪い例ですが、公園緑地協会ではないですけど、最初に問題がばっと出たときに、新聞によりますと、あれは協会の問題で市は関係ないというような、こういう関係にはならないということによろしいですよ。お互いにタッグを組んできちっとやるということによろしいですよ。

村田都市整備部長

はい。都市計画の事業については、市で計画をつくっており、都市計画マスタープランというものがあって、それに基づいて関係団体の皆さん方にご協力を仰いで進めています。公社さんはその中のひとつの団体であるという理解をしています。

御室会長

はい。武藤委員どうですか。

武藤委員

行革審から出した答申1と3は主語が「公社は」という形になっており、答申2では主語が「市は」ということになっています。

市は損失補償の対象になっている公社借入金の整理方針を作成することになっていて、この計画を見ると、平成 30 年にゼロにするように調整を行うとなっていますが、この整理方針の具体的な内容というか、その部分についてお示しいただければと思います。

神門財務部長

はい。この答申2につきましては、市がこの償還表に基づいて公社にお支払いをするという部分でありますので、財政の立場からお話をしたいと思います。現在は、借入当初の約束でこのような償還計画になっているということで、これを早めれば先ほどの市の関与の解消のうちの、市は公社借入金を早期に返済するということが達成できるということです。ですから、市の関与をなくすその工程表の決定の中で、この償還計画についても決めていくということであり、早期化することを考えたいと思っています。

御室会長

武藤委員、よろしいですか。はい。

それでは、議論もだいぶ出尽くしたようですので、このあたりで私のほうから少しまとめをしたいと思います。

まず一点目、主たる事業が希薄化している現状から見て、やはりまちづくり公社というのは、廃止・解散すべきではないかと私は思います。

二点目として、廃止・解散はどうしてもできない。あるいは継続している事業があるので、存続を

せざるを得ないというのであれば、市との関係をしっかり清算をして、民間団体としてしっかり自立をすべきであろうというふうに思います。

市との関係を清算するには、五点ほど提案を申し上げたいと思っておりますが、まず金銭的に市出捐分の返済をすること。そして、今まで蓄積をした公益的な財産については、寄付などで市へまず還元すべきであろうということ。また、市からは職員派遣を行わない、公社も市のOBの受け入れをしない。さらに、借入金については市が早急に返済して、損失補償をまず無くすべき。最後に、公共性の高い駅前広場、この施設の所有権は公社から市へ移管をすべきということを、ぜひ提言させていただければと思っております。

あくまでも行革審としては、結論として廃止・解散を求め、もしそれができなければ、市との関係をしっかり清算をすること。これをご提案申し上げまして、まちづくり公社のまとめとしたいと思っております。

4 閉 会

御室会長

以上をもちまして、本日の審議をすべて終了いたしました。長時間にわたりましてご審議、あるいは傍聴、ありがとうございました。これで審議会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

以上により11:59閉会

議事録署名人